

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 2 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 2 年 2 月 27 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原孟
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
行政執行方針（町長、教育長）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
（令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度幕別町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 2 年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 2 年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第 13 議案第 10 号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 17 号 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 18 号 令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 幕別町附属機関設置条例
- 日程第 23 議案第 27 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 陳情第 1 号 新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書

会議録

令和2年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年2月27日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 2月27日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

代表監査委員 八重柏新治

住民福祉部長 合田利信

建設部長 笹原敏文

忠類総合支所長 川瀬吉治

教育部長 山端広和

総務課長 新居友敬

糠内出張所長 天羽 徹

防災環境課長 寺田 治

農林課長 香田裕一

商工観光課長 西嶋 慎

水道課長 山本 充

経済建設課長 高橋宏邦

生涯学習課長 石田晋一

副 町 長 伊藤博明

農業委員会会長 谷内雅貴

企画総務部長 山岸伸雄

経済部長 岡田直之

会計管理者 萬谷 司

札内支所長 原田雅則

政策推進課長 谷口英将

地域振興課長 亀田貴仁

住民生活課長 佐藤勝博

保健課長 白坂博司

農林課参事 松井公博

土木課長 小野晴正

保健福祉課長 林 隆則

学校教育課長 宮田 哲

学校給食センター所長 鯨岡 健

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原孟

議事の経過

(令和2年2月27日 10:00 開会・開議)

[開会・会議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和2年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、15番小川議員、16番藤原議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月19日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による行政監査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。
次に、去る2月21日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、令和2年度事業計画が決定したので、お手元に配布いたしました。後ほどご覧いただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、新型コロナウイルスの対応についてご報告をさせていただきます。
新型コロナウイルスは、本年1月15日に神奈川県において、国内初となる感染症が確認されて以降、国内の複数の地域で散発的に感染が拡大し、28日には道内でも初の感染者が確認されました。
その後、昨日までに札幌市を含む石狩振興局管内など八つの管内で39人の感染者が発生し、昨日は初の死亡者が出るなど、道内において急速に感染が拡大している状況にありますことから、現時点における本町の対応について申し上げます。
町では、道内初の感染例の公表を受け、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報収集を行うとともに、2月3日に町ホームページ、翌4日にツイッターにて、せきエチケ

ットや手洗いなど感染予防に係る注意喚起を行ったほか、役場、支所、保健福祉センターなど主要な施設にはアルコール消毒液を配備し、感染予防に努めてきたところであります。

また、これまで新型コロナウイルスの感染状況等の情報を共有するため、2月12日に部長会議、18日に庁議の中で確認を行ってきましたが、道内での感染拡大及び国において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたことから、25日に町長以下全ての部長職及び関係課長職で構成する「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」を開催したところであります。

連絡会議では、町内及び管内で発生した際の初動体制を確認するとともに、衛生用品の備蓄状況、各種行事等の対応のほか、役場、支所、出張所ほか主な公共施設等166か所に、感染予防や「相談、受診の目安」に関するポスターの掲示を行うことなどを確認し、本日中にポスターの掲示を終えるところであります。

また、昨日、北海道教育委員会教育長から道内小中学校全校の休校について要請がありましたことから、本町といたしましても、2月27日から3月4日までの1週間、町内全小中学校及び私立幼稚園を含む幼稚園並びに学童保育所、発達支援センターを臨時休業としたところであります。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、関係機関との連携を密にして、感染拡大防止に向け、町を挙げて全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[行政執行方針]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和2年第1回町議会定例会が開会されるに当たりまして、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

私が幕別町長として町政のかじ取りを担わせていただいてから、間もなく5年がたとうとしております。

これまで、町民の皆さんと対話を重ね、その思いを共有し、一緒に行動し実現する町政の推進に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、本町の発展に向け、使命感を持って、全力で町政運営に当たってまいります。

はじめに、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

人口減少が進行する中、幕別町が持続的に発展していくためには、あらゆる分野にわたって、前例にとらわれない新たな発想と行動が必要であると考えております。

さらには、限られた行財政資源を最大限に生かし、総合力を発揮して、スピード感を持って政策を推進していくことが重要であり、行政サービスの質の維持・向上とともに、町政課題への的確な対応と将来を見据えた規律ある財政運営の基盤を築いていかなければなりません。

このため、私は令和2年度を「行政改革元年」として位置付け、各種事務事業の費用対効果の見える化を図る手法として、事務事業評価制度の導入について準備を進めるとともに、町民負担の均衡と受益者負担の原則に立った使用料等の在り方の検討に着手し、持続可能で健全な行財政運営の構築に向けた改革の取組を進めてまいります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は、160億5,795万6,000円で、前年度政策予算を加えた6月補正予算後と比較して、8億7,708万1,000円、5.8%の増に、また、国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計を合わせた8会計では、総額87億7,388万2,000円で、6月補正予算後と比較して、7,080万6,000円、0.8%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約 25 億 5,000 万円で、6 月補正予算後と比較いたしますと、防災行政無線システム整備事業や町営住宅桂町西団地建設事業などの実施に伴い、27.8%の増となっております。

また、非投資的経費は人件費や公債費、維持補修費の増嵩により、総額約 135 億円、2.4%の増となっております。

次に、歳入についてであります。町税は法人町民税の減収を見込んでおりますが、個人町民税と軽自動車税は増収が見込まれることから、町税全体では前年度とほぼ同額を、普通交付税については、国の地方財政対策の内容を踏まえ、前年度交付決定額に対して 3.3%の増で計上したところであります。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から 3 億 5,000 万円、まちづくり基金から約 3 億 2,000 万円、減債基金から 5,000 万円、森林環境譲与税基金から約 600 万円、総額約 7 億 2,900 万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に 13 億 6,120 万円、臨時財政対策債に 3 億 3,300 万円、過疎債のソフト事業分に 3,190 万円と、総額では 6 月補正予算後に比べ 5 億 3,730 万円、45.2%の増となりました。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、厳しさを増す地方財政の中にあって、「選択と集中」の考えの下、必要な事業に重点的な配分を行うよう編成いたしましたところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第 6 期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

本町の行政区制度は、昭和 32 年の条例制定以来、60 年有余の間、行政運営のみならず、公区内の住民相互の結びつきやコミュニティ活動の推進に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、最近、住民意識の多様化や高齢化に伴い、コミュニティ意識が薄れ、コミュニティの担い手不足等の課題が顕在化していることから、今後のコミュニティの在り方や活性化方策等について検討を行ってまいります。

平成 27 年 4 月から実施している「マイホーム応援事業」につきましては、若年層の定住に重点を置き、対象年齢を 40 歳未満とするとともに、第 3 子以降の加算額と幕別及び忠類市街の地域加算額を引き上げるなど、子育て世代の定住施策の強化と地域に応じた定住施策を一層推進してまいります。

また、十勝町村会の一員として、東京都の台東区・墨田区と「関係人口創出プロジェクト」を実施いたします。

本プロジェクトは、国の地方創生推進交付金を活用し、今後 5 年間、食文化やスポーツ・アウトドアなどをテーマに、両地域の「関係人口」の創出・拡大を目指すものであり、初年度となる令和 2 年度は、「食」を通じた双方の交流推進と十勝の魅力を東京で発信するなど、イメージアップを図る事業を中心に取り組んでまいります。

行財政の運営につきましては、第 4 次行政改革大綱における前期推進計画が最終年度になりますことから、令和 3 年度から 7 年度までの後期 5 か年の推進計画の策定を進めてまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による農業労働力の減少、TPP11、日 EU・EPA 及び日米貿易協定による関税引下げや輸入枠の拡大など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このため、農業基盤整備と土づくりを農業振興の柱に据え、国の総合的な TPP 等関連政策大綱による体質強化や経営安定対策を推進するとともに、ゲノム評価検査に要する費用の一部を町が補助する「肉用牛遺伝的能力評価支援事業補助金」を創設するほか、6 次産業化など農畜産物の高付加価値化やスマート農業など、農作業の省力化に取り組む農業者等を支援し、生産基盤の強化や農業経営の安定化を推進してまいります。

さらに、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業の充実により、地域農業を担う人材の育成・確保を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を活用し、担い手への農地の集約・集積化を推進してまいります。

また、有害鳥獣対策につきましては、幕別町鳥獣被害防止計画に基づき、行政、農業関係団体、猟友会など地域が一体となった捕獲体制の下、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害防止施策を実施するほか、町単独事業として狩猟免許取得等補助金や有害鳥獣捕獲者に対する報奨金の交付などを継続し、有害鳥獣の個体数減少と農業被害の軽減に努めてまいります。

土地改良事業では、国営事業である札内川畑地かんがい用水の導水路改修工事や新川二期地区上統内排水機場の更新に向けた地区調査の推進をはじめ、道営事業である農地整備事業や草地整備事業の計画的な推進など、農業基盤整備による生産の安定化と効率化を図ってまいります。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、森林所有者に対する経営管理意向調査や幼少期から木のぬくもりを感じることができるよう新生児への木製玩具である「森の輪（wakko）」の配布に新たに取り組みます。

また、「幕別町森林整備計画」に基づき、森林組合と連携を図りながら、除間伐や人工造林への支援など民有林の振興や「幕別町地域材利用推進方針」に基づく地域材の利用促進などに取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、全国的に景気の緩やかな持ち直し基調が続いているものの、本町では、業種を問わず慢性的な人手不足などにより、依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。

このため、商工会や金融機関など関係機関と連携を図りながら、経営改善普及事業や各種活性化事業に対する支援を行うとともに、創業資金融資も含めた中小企業融資により、町内企業の経営環境の安定に努めるほか、引き続き「商店街活性化店舗開店等支援事業」に取り組み、商店街の活性化に努めてまいります。

また、雇用対策では、リバーサイド幕別工業団地や札内東工業団地での企業誘致による雇用の創出に努めるほか、若年者緊急雇用対策などを実施し、若者や障がい者等、全ての町民が安心して働くことができる就業環境づくりを進めるなど労働力確保対策を行ってまいります。

観光振興につきましては、昨年はNHK連続テレビ小説「なつぞら」の放映により、ロケセットを巡るなど多くの観光客が十勝を訪れ、本年も多くの方が十勝を訪れることが期待されます。

このようなことから、昨年度から町内全域に拡大して実施しております「プラス8プロジェクト事業」において、パークゴルフや農作物収穫体験など地域の魅力を生かした旅行商品の提案、さらには、お土産品の販売などを行うとともに、十勝ナウマン温泉ホテルアルコの2階客室の改修やナウマン公園内のトイレを菜の館ベジタ内に増設するほか、忠類地域魅力発信事業実行委員会に対する支援や観光物産協会等と連携を図りながら、一層の誘客促進に努めてまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

子育て支援につきましては、本年3月に策定いたします「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めてまいります。

特に、保育における質と量の拡充に向け、本年度、札内青葉保育園の運営者である社会福祉法人温真会が実施する園舎建て替えの実施設計に支援を行います。

また、学童保育所においては、児童が夏場に快適な環境の下で過ごせるようエアコンを設置し、保育環境の充実に努めてまいります。

明るい長寿社会の実現につきましては、元気な高齢者の社会参加を支援する「幕別はたらき隊支援事業」の取組として、これまでに、町内の農家で農作業の手伝いを行う「まくべつ援農隊」として10人の方が活動されているほか、特別養護老人ホームなど4事業所においても、6人の方が介護アシスタントとして活動されており、本年度も引き続き、幕別町農民同盟や農家、介護事業所と連携し、就

労に関する情報提供を行うとともに、就労機会の確保に努めてまいります。

また、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2018」が、本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、多様化する住民ニーズに的確に対応し、提供する介護サービス内容や事業量などを見込み、令和3年度を始期とする3か年計画の第8期計画の策定に取り組んでまいります。

特に、加齢に伴い、筋力や認知機能など心身の活力が低下する状態を予防するため「フレイル予防教室」の内容を充実することにより、高齢者が生きがいを持って生活できる社会の実現を目指してまいります。

さらに、在宅の高齢者等を支援するための「介護保険を補完する施策」、いわゆる「補完事業」につきましては、平成5年の事業実施から27年が経過した中で、生活習慣をはじめとした高齢者を取り巻く環境等が変化していることなどに鑑みて、本年度、「食の自立支援サービス」や「布団洗濯乾燥サービス」「介護用品等給付事業」等を見直し、高齢者の在宅での生活環境の整備充実を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう「障がい者の職場体験事業」や「チャレンジ雇用事業」の実施による障がい者への就労支援を継続するとともに、働く障がい者と雇う企業が互いを理解するための情報交流ができる場「就労促進かふえ」を推進してまいります。

また、「自立、社会参加、共生」を基本理念とする「幕別町障がい者福祉計画」「第5期幕別町障がい福祉計画」「第1期幕別町障がい児福祉計画」が本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、多様化するニーズを的確に把握し、令和3年度を始期とする3か年計画の策定に取り組んでまいります。

さらに、発達支援センターにおいては、本年度から学齢期の発達支援の対象児童を小学校3年生まで拡大するほか、保護者に対する支援として、親のための子どもの育て方の実践的トレーニング方法である「ペアレントトレーニング」に取り組んでまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、本年3月に策定が完了します「第3期幕別町地域福祉計画」に基づき、「地域でともにささえあい健やかに安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

町民一人ひとりの健康づくりににつきましては、健康寿命の延伸を目的に特定健診、がん検診等の受診率向上及び運動習慣の定着の促進に向け、「まくべつ健康ポイントラリー」を継続して実施するとともに、特に特定健診については、平成30年度の受診率が40.7%と「第3期特定健康診査等実施計画」の目標値である35%を上回りましたが、本年度もさらなる受診率の向上に向け、受診しやすい環境づくりや、より効果的な受診勧奨など各種取組を行ってまいります。

消防体制の充実強化につきましては、近年、災害が複雑多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められておりますことから、消防団員の確保及び質の向上を図るとともに、第2分団途別部の水槽付消防ポンプ自動車を更新し、災害対応力の強化を図ってまいります。

防災対策の充実につきましては、地震や津波、地球の温暖化の進展が要因として考えられる気候変動等に伴い、大規模化する災害に備え、行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段として、防災行政無線を整備し、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

本年度は、町内3か所に町内全域をカバーする防災行政無線の基地局を開局するとともに、希望する全世帯に戸別受信機を配備するほか、忠類晩成地区に屋外スピーカー1基を整備するなど、令和3年度からの運用を目指してまいります。

さらに、令和2年度から防災の専門知識を有する職員を採用し、地域における防災活動の支援や昨年から実施している一日防災学校を町内小学校2校で実施し、子どもたちへの防災教育の充実に努め、ソフト面での防災・減災対策の強化を図ってまいります。

また、北海道が管理する途別川の区間において、浸水想定区域の変更が行われましたことから、本年7月を目途に新たなハザードマップを全世帯へ配布いたします。

河川の防災・減災対策につきましては、町内の 9 河川 10 か所に設置された危機管理型水位計により、中小河川の水位情報を入手することが可能となりましたことから、今後、ホームページにおいて、水位計のデータが確認できるよう準備するとともに、迅速な避難情報の発信に活用してまいります。

また、旧途別川の河川改修が本年度から事業化される予定となっておりますが、その他の国や北海道で管理する河川についても、防災・減災対策を重点的に進めていただくよう、引き続き、各期成会や関係機関と連携しながら要請してまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を育てることができる教育の充実を目指し、総合教育会議を中心に教育委員会との連携を図りながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

本年 7 月には、いよいよ東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会出場を目指し、最終調整を行っている本町出身の福島千里選手、山本幸平選手、桑井亜乃選手を町民の皆さんとともに応援してまいりたいと考えております。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

道路につきましては、道道である主要道道幕別大樹線及び幕別帯広芽室線の整備につきまして、計画的に事業の推進が図られるよう要請してまいります。

町道の整備につきましては、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮しながら整備促進に努めてまいります。本年度は、幕別地域において若草団地道路 1 号など 9 路線、忠類地域において忠類 24 号線など 3 路線の整備を行います。

次に、町道の維持管理につきましては、本年度から新たに 3 か年契約で、町道維持管理業務が始まりますが、道路は住民生活を支える最も普遍的で基礎的な社会資本でありますことから、安全で快適な交通環境の確保に向け、適切な維持管理に努めてまいります。

地域公共交通の確保につきましては、コミュニティバスや予約型乗合タクシー駒島線、古舞線の運行について、あらゆる機会を通じて利用方法等の PR を図り、より一層の利用促進と利便性の向上を図ってまいります。

公営住宅等につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、桂町西団地の建設とあかしや南団地建て替えの基本・実施設計に着手するほか、良好な住環境を確保するため適切な維持管理を行ってまいります。

公園整備につきましては、これまで公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を進めてまいりましたが、本年度は、いなほ公園の複合遊具の更新を行うほか、明野ヶ丘公園につきましては、町民ワークショップを開催し、ご意見を伺いながら再整備計画の策定を進めてまいります。

都市計画につきましては、秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を推進しておりますが、昨年に引き続き、第 6 期幕別町総合計画や帯広圏の都市計画の見直しと整合性を図りながら、新たな都市計画マスタープランの策定作業に取り組んでまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、配水管の整備や更新のほか、道営事業により駒島簡易水道の更新事業に着手するなど、水道施設の強靱化を図り、安全安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、快適な生活環境を維持するため、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく修繕・改築計画により、施設を整備し、施設の計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

さらに、本年度は、下水道法に基づく事業計画の変更を行い、幕別、札内の両地区を十勝川流域下水道で一括して汚水処理を行う「処理区の統合」に向けた取組を進めてまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として合併処理浄化槽

の整備を進め、農村の生活環境の向上に努めてまいります。

また、平成 31 年 1 月の総務省通知により、地方公営企業法を適用していない事業について、公営企業会計へ移行するよう要請があり、中でも重点事業とされる簡易水道事業及び下水道事業については、令和 5 年度までに移行することが求められております。

このことから、簡易水道及び下水道関連の四つの特別会計につきまして、本年度から公営企業会計への移行に向けた準備を進めてまいります。

以上、第 1 回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

本町を取り巻く環境、そしてこれからの町政運営は決して容易なものではありません。

しかし、先人達が幾多の困難を乗り越えたからこそ、今日の幕別町の発展があるということを心に刻み、私たち自身も次代を担う子どもたちの未来のために、世代をつなぎ、歴史を紡いでいくという責任を果たしていかなければなりません。

変化の激しい時代を乗り越えていくためには、多様で新たな発想を持ち、多くの町民の皆さんと町に対する真摯な思いを共有していくことが大切であり、共に未来に思いをはせながら、希望に満ちた幕別町のさらなる発展に向けて、私の持てる力の限りを尽くしてまいりたい決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） 次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 令和 2 年第 1 回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

今日、知識・情報をめぐる社会の変化が加速し、革新的な技術の成長期を迎え、近い将来、労働環境は大きく変革すると予測されており、未来を担う子どもたちには、このような社会の変化に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り開く力を身につけていくことが求められています。

こうした背景の中、子どもたちが急激に変化する社会を生き抜くために、必要な資質・能力を身につけられるよう、学校・家庭・地域の連携と協力の下で、教育行政の推進に努めてまいります。

また、町民の皆さんが生涯にわたって心豊かに、健康に暮らしていけるよう、芸術・文化・スポーツの活動を通して、様々な学習機会の提供と学習活動を支援してまいります。

以下、「第 6 期幕別町総合計画」基本計画第 4 章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第 1 章「協働と交流で住まいる」第 3 節について、本年度の主な施策について申し上げます。

はじめに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

町民の潤いある生活と活力ある地域づくりの推進のためには、町民一人ひとりが生涯を通じて積極的に学ぶとともに、その成果を生かすことのできる環境をつくることが重要であり、生涯学習は心に潤いや豊かさを与え、学んだことを生かすことで、人づくりや活力ある地域づくりに大きな成果をもたらします。

このことから、引き続き、百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンター、図書館などの生涯学習施設等の活用を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開するとともに、一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かすことのできる「生涯学習社会」を推進するため、学習情報の効果的な発信に努めるとともに、各種事業や生涯学習講座の充実に取り組んでまいります。

図書館では、平成 29 年度から実施しております「図書館を核とした地域づくり」に引き続き取り組むとともに、より快適な読書環境づくりを推進するため、図書館本館のエアコンの増設や図書館システムの更新を進め、「知の拠点」としての機能強化に努めてまいります。

二つ目は、「生きる力」を育む学校教育の推進」についてであります。

変化の激しい社会の中で、子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自

律心や協調性、思いやる心などの豊かな人間性、問題を解決する資質や能力、そして健康、体力など「生きる力」を育むことが重要であります。

はじめに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う上で大変重要なものであることから、園児一人ひとりの発達状況や興味・関心を十分理解しながら、遊びや行事を通して幼児期にふさわしい発達を助長させるとともに、保育所や小学校との交流連携を図りながら小学校への円滑な接続を進めてまいります。

次に、「学校教育の主な施策」について申し上げます。

はじめに、「小中一貫教育の推進」についてであります。

小中一貫教育は、昨年度から町内五つの学園で本格的にスタートし、小学生の中学校登校や小学校への乗り入れ授業、小中合同による各種取組が実施され、小学生の中学校進学への不安解消や小中学校間の指導方法の連携につながる効果が徐々に現れてきておりますが、乗り入れのタイミングの設定や実施時期、回数など、より効果的な取組についての研究を進める必要があるものと認識いたしております。

こうしたことから、本年度は、それぞれの学年の発達段階における子ども像の達成目標の設定に取り組むとともに、その目標達成に向けた手だての具体化と実践・検証を行ってまいります。

次に、「いじめや不登校の対応」についてであります。

いじめへの対応につきましては、教育相談やアンケート調査、北海道と学校によるネットパトロール等の実施を通して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という意識形成の取組を推進してまいります。

不登校の児童生徒への対応につきましては、小学生も増えつつあることから、小中一貫教育の視点で連携を図り、一人ひとりの児童生徒に応じた支援に努めてまいります。

また、「子どもサポーター」や「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を活用し、いじめの防止や不登校の解消に努めるとともに、学校や家庭と連携を図りながら「まっく・ざ・まっく」の利用を勧めるなど、児童生徒に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。

本年度から小学校、令和3年度から中学校において完全実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、将来を担う子どもに「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」を向上させる取組が必要となります。

本年度は、小学校、中学校の各1校において、劇作家で演出家であります町友の平田オリザ氏を講師として、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施し、児童生徒がテーマに沿い、問題解決策を導き出す過程を学ぶことでコミュニケーション能力の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、町内の中学校1校で、本年度、「観光教育」として、修学旅行で訪問予定の横浜市内の商店街を会場に、幕別町観光物産協会のご協力をいただきながら、買物等で訪れる方に地元の農産物と併せてパンフレット等を配布するなど、町の魅力をPRする取組を計画しております。

この取組により、生徒たちが町の魅力を再認識するきっかけになるとともに、公共の場におけるマナーや社会性を身につけ、町の認知度向上にもつながるものと考えており、教育委員会といたしましても町部局と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

町内の学校施設につきましては、校舎等の老朽化が進んでいることから、令和元年度に劣化度調査を実施いたしましたが、本年度は、長寿命化計画を策定し、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

また、国では「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の中で、新たな時代を担う人材の教育や個

に応じた学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備の推進と、令和5年度までに全学年の児童生徒一人ひとりに端末を配備し、十分に活用できる環境の実現を目指すGIGAスクール構想を掲げております。

本町といたしましても、国の補助金を活用しながら、児童生徒1人1台の端末整備に向けて、本年度、高速大容量の通信ネットワーク整備を実施してまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。

2年目を迎える「幕別清陵高等学校」につきましては、文理探求、福祉、ビジネス、スポーツ&ヘルスの四つのコースが開設されることから、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう、引き続き、部活動振興や各種教育活動に対する支援を実施してまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、引き続き、校外学習や実習体験等教育振興に対する支援を行い、本年度限りで閉校いたします幕別高等学校及び江陵高等学校につきましては、閉校式典等に要する費用の支援も行っております。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が協働した取組を一層充実させていくことが重要であります。

昨年度から法に基づく学校運営協議会を設置し、学校と地域をつなぐ横の取組としてコミュニティ・スクールを導入しましたが、本年度は、子どもたちの現状と課題等について、より一層の熟議の中で、学校と地域の目標の共有化に努めながら、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

また、学校における働き方改革につきましては、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、学校事務補助職員を現在配置の小学校3校、中学校3校に加え、本年度は新たに小学校3校、中学校1校に配置するとともに、学校現場の実態を把握しながら業務の削減に努めてまいります。

さらに、小中学校には必要に応じて特別支援教育支援員を引き続き配置し、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習や学校生活を支援してまいります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年が豊かな人間性を育み、自他ともにかけがえない存在であることを認識するとともに、社会の一員として自覚し、自ら進んで社会参加ができる健全な社会人として成長するよう、家庭・学校・地域などが連携して青少年の健全育成を推進することが必要であります。

このため、郷土の歴史や自然体験など幅広い学習機会を通して、ふるさとに愛着を持った豊かな人間性を育てるため、引き続き「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」などを実施してまいります。

また、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対する支援を通じて、未来ある青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの芸術文化は、見る者に感動や生きる喜びをもたらし、潤いと豊かさに満ちた人生に欠かすことのできないものであり、その果たす役割は極めて重要であります。

このため、「百年記念ホール」の指定管理者であります「NPO法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図り、国内外の優れた作品の鑑賞機会を提供するとともに、施設の老朽化対策として本年度は、温水ボイラー2基の改修工事を実施いたします。

五つ目は、「歴史的文化的の保存・伝承」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料と、その情報を町民共有の財産として次世代に引き継ぐため、収集・保存事業とともに、特に次代を担う子どもたちが郷土文化資料を通して、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、ふるさとへの新たな思いを養い、幕別町への愛着と誇りを育む事業の

展開が重要であります。

このため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館のほか、世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館のそれぞれの特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場としての活用を図ってまいります。

また、本年度は忠類ナウマン象化石骨発掘 50 周年の節目となりますことから、北海道博物館や足寄動物化石博物館など関係機関の協力をいただきながら、足跡化石の発掘調査をはじめ、児童、生徒の発掘体験や現生象との骨比較展示などの記念事業を実施し、忠類ナウマン象の歴史を継承し未来へとつなげてまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

本町のスポーツ施設は、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターなどの屋内施設と陸上競技場や野球場のほか、パークゴルフ場などの屋外施設を設置しており、多くの町民の方が体力づくりや健康維持のため利用されているところであります。

本年度につきましては、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を行うとともに、町出身のアスリートやスポーツ団体と連携し、次世代のアスリートの育成に努めてまいります。

さらに、本年度の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」では、過去 2 年にわたり開催いたしました「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」の提言に加え、専門家や関係機関の意見を踏まえ、今後も永続的にスポーツを軸としたまちづくりを推進していくため「スポーツ推進計画」の策定に取り組むとともに、オリンピックの学校訪問やパラスポーツ実践事業のほか、大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施してまいります。

また、本年、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますことから、本町出身オリンピックの動向につきまして、町のホームページや SNS を活用し、最新情報や大会スケジュール等を広く発信するなど、多くの町民とオリンピックを応援する機運を醸成してまいりたいと考えております。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

国内交流につきましては、埼玉県上尾市、高知県中土佐町及び神奈川県開成町と小学生の派遣・受入れの相互交流を開催しているところであり、本年度は、受入れの年となり、本町を訪れる児童との交流を通して、次世代を担う人材を育成するため、小学生国内研修事業を展開してまいります。

また、国際交流では、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的として、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流を平成 9 年度から実施しているところであり、本年度も中学 2 年生 16 名と幕別清陵高等学校 1 年生 3 名、合わせて 19 名の派遣を予定しております。

以上、令和 2 年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

将来を予測することが困難な時代を迎えている現在、こうした変化に柔軟に対応し、自らの力で未来を力強く開くことのできる人材を育てていくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続け、ふるさとへの愛情や誇りを持ちながら未来の創り手となる人材の育成を目指し、全力で取り組んでまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸） これで、行政執行方針は終わりました。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 55 休憩

11 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題、報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第1号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和元年度幕別町一般会計補正予算について、令和2年2月4日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和元年度幕別町一般会計補正予算（第9号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,919万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ159億1,371万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」「1追加」であります。

「校内通信ネットワーク環境整備事業」について、260万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

国の「GIGAスクール構想」に伴い、町内全ての小・中学校において、校内通信ネットワーク環境を整備するための実施設計を行うものであります。

当該事業費は、その2分の1に国庫補助金が残りの2分の1に補正予算債が充当され、後年次、元利償還金の60%が普通交付税として財源措置されるものであり、補助事業を速やかに実施できるよう、専決処分を行ったものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費5,400万円の追加であります。

1月29日から30日にかけての降雪と、2月3日から4日にかけての降雪に係る一斉出動に伴い、現計予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、除排雪機械借上料を追加したものであります。2月5日以降の降雪にも対処できるよう、一斉出動3回相当分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業などを見込み、補正を行ったものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費519万8,000円の追加であります。

町内小・中学校の全校で、校内通信ネットワーク環境を整備するための実施設計に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目 地方交付税 5,400 万円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

15 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、5 目 教育費補助金 259 万 8,000 円の追加であります。

校内通信ネットワーク環境整備に係る国の補助金であります。

22 款 1 項 町債、7 目 教育債 260 万円の追加であります。

校内通信ネットワーク環境整備に係る起債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 教育費の校内通信ネットワーク環境整備事業、いわゆる GIGA スクール構想についてお聞きしたいと思います。

本日、教育長より教育行政執行方針の中で、GIGA スクール構想を町としても進めていくというような方向性が示されたところであります。内容について少しお聞きしたいのですが、5 か年計画ですので、今年度、令和 2 年度は校内通信ネットワーク事業を進めていきますと。3 年目、4 年目、5 年目この 3 年間で児童生徒 1 人あたりに端末を整備していくというような計画になるのだらうと思います。そうした場合に納入台数、いわゆる町でそろえる台数がどれほどになるのかお聞きしたいと思います。すみません、全部で四つお聞きします。一つは、台数がどれほどになるのか。

二つ目が、GIGA スクール構想は環境整備で、とりわけ端末と先ほどお話ししました通信環境の整備が主であると思います。やはり運用に必要な学習ソフトを町で整備する考えはあるのですか。

三つ目ですが、児童生徒 1 人当たり 1 台ということですが、国からの補助金が 1 台 4 万 5,000 円というふうにお聞きしています。昨年 8 月の臨時会で 1,200 万円の児童用タブレットを導入したという経緯がありました。このときに 1 台当たり 15 万円だというふうにお答えされていましたが、町の負担も大きく、近い性能の端末とお考えですか。

四つ目です。町では、7 年に一度を区切りとして端末を更新するというようなふうにお聞きしています。そうしたときに、次期更新時期に国からの補助が考えられますか。

4 点お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） GIGA スクール構想についてでございます。

GIGA スクール構想につきましては、事業といたしまして、本年度、校内 LAN のネットワーク整備を考えておりまして、次年度は令和 2 年度以降に児童生徒 1 人 1 台のタブレットの整備というふうにご考えているところでございます。整備内容といたしましては、台数につきましては、おおよそ 2,000 台になりますが、そのうち 3 分の 2 が国からの補助となりますので、おおよそ 1,400 台を国の補助で導入をしたいというふうにご考えているところでございます。

あと、学習ソフトの整備につきましては、今回入れるタブレットにつきまして、学習ソフトの導入については今のところは考えていないという状況でございます。

1 台 4 万 5,000 円、国から示されている補助の内容でございます。昨年入れましたタブレットにつきましては、十数万円の金額をしていたかと思いますが、その差につきましては、例えば画面サイズが小さくなるですとか、それに前回入れたタブレットよりも記憶する媒体、記憶容量部分が小さくなったりとか、そういったところで安価なものが提供されるのではないかとということで、まだメーカーで実際に物が出てきておりませんので、細かなところは分かりませんが、おおよそそういう

ところで安価なタブレットが提供されるのではないかというふうに考えているところでございます。

もう一つ、次期の更新の補助についてでございます。国の補助につきましては、7年ないしで更新する予定ではございますが、今のところ国のほうでは、補助については、明確に判断はされていないという状況になっているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。内容につきましては、これからというところが大変多くなるのかなというところは示唆されているところであります。

教育に ICT というのは、利活用の部分では大変有意義なところも多くあるようには感じております。しかし、必要以上に導入して使い切れない状況ですとか、現場の状況でなかなか利用できないようなことが生まれては効果のほどが大して期待できないというようなことが考えられますので、特に学習ソフトについては、端末があってもそれを動かす者が、子どもたち、もしくは生徒たちに合ったものでなければ、なかなか使いにくいというものであって、効果のほどは期待できないということがありますので、ぜひ学習ソフトのほうは検討する必要があるのではないかと思います。

あと、今回導入するに当たりまして、地元業者の利用については考えていますか。要は、これだけたくさん導入しなければいけないに当たるのですけれども、端末を導入するときに地元業者を使うという考えはおありですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） タブレットの使い方についてでございます。

タブレットの使い方、一例を申し上げますと、来年度から小学校の教科書が変わります。その中で教科書に QR コードが載ってしまして、タブレットで例えば QR コードを読み出しますと動画が出てきたりとか、そういったところで、まず身近なところから使っていただくことができるかなというふうに考えているところでございます。

端末の地元業者の関係なのですけれども、端末につきましては、今、国のほうで言っているのは、都道府県単位で共同購入をして、それを市町村に卸しなさいというようなこと、大量購入することによって価格を抑えられるという一面もあるかと思えます。ですから、我々につきましても、今のところは北海道で共同購入をしたものを購入したいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。

今、課長が最初に答弁していたのですけれども、1,400 台整備しますよという話でありました。子ども、児童生徒当たりには、1,400 台で全体に行き渡るのかという問題もあるのですけれども、何度も言うようにですけれども、入れるからには、それなりの効果、それなりにものができるようにしっかりと整備をしていただければと思います。これは国の事業ではありますけれども、町としても負担しなくてはいけない部分は多々あるのではないかと思いますので、そこら辺は十分議論をしていただいて取り進めていただければと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

若山議員。

○6番（若山和幸） 今、荒議員のことに関連で質問をさせていただきますが、タブレットを使った中で授業を進めていくという文部科学省の考えだと思いますけれども、町内の学校には光回線の入っていない学校が何校かございます。小学校低学年からそういう通信を使うという授業ではないでしょうけれども、学校間に不平等が生まれてくると、そういうことに関しての考えはどういうふうな考えを持っておられるのかお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 通信のネットワーク環境についてでございます。

議員おっしゃるように在の学校2校につきましては、光回線が行っておらず、現在、携帯電話の電

波を使ってインターネットを利用している状況がございます。今回、タブレットを1人1台入れることによりまして、現状で今、学校に基地局というのを独自に設けているのですが、それで足りるのか足りないかというのは、改めて実施設計で調査をかけているところでございます。足りなければ基地局を増やすなりすることによりまして、児童に負担のかからないような整備のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

若山議員。

○6番（若山和幸） 私あまり詳しいことは分からないのですが、そういう基地局ということであっても、スピードというのはかなり遅いということですね。いろんな場面で光回線云々の話はこの教育関係以外でも出てくるのですけれども、これからはスピードということが大変求められていくのでしょーし、今、私の孫6歳ですけれども、私よりタブレットを使うのがもう達者なのですよね。それだけ子どもたちも、我々年寄りが考えるよりももう数段そういうものに慣れ親しんできている状況ですけれども、その中でやっぱりなるべくなら学校間のそういうスピードの差を、これから徐々にでしょーし、お金のかかることでしょーけれども、努力していただきたいなと思います。回答はありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今回のGIGAスクールネットの整備につきましては、基本的には全生徒といいますか、クラス全員が使ってもストレスなく動画等を見ることができるというのが、まず一つ条件となっております。したがって、そういった形にかなうような形の光回線、現状でない学校につきましても、そういった形にならないような形の仕組みづくりといいますか、内容で考えていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 1点お伺いします。

通信ネットワークの関係なのですけれども、これから5G回線というような格好になってくるかと思っておりますけれども、その辺のコストの関係でどのように考えているかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、現状では、都心といいますか、そちらのほうの整備が一部出来上がっている状態で、こちらのほうにはまだその整備の見通しが立っていない状況でございます。したがって、先ほどの繰り返しになりますが、ストレスない環境の中での整備、その範囲内のできる限りの中での部分になりますけれども、基本的にはストレスのない環境の整備ということで、回線をちょっと多く取り込むだとか、手法はちょっといろいろありますけれども、今後の部分の、5Gといいますか、これからの部分につきましては、これもまた国やそういった整備の動向を踏まえた中でしか考える部分では、今、現状ではちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） これからネットワーク環境というのは大幅に変わる可能性があると思います。その辺を教育に生かす部分でいろいろ研究をされたほうがいいのかと思いますけれども、その辺の考え方をお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、現状の中で、整備できる範囲の中で、これは考えていかなければいけないと思っております。これ、町が単独でそういった形で整備できる部分ではちょっとないものですから、基幹的な部分については国や道がそういった整備を進めた中で、それに合わせて、各自治体のほうで整備状況に合わせた中で考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算から日程第12、議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第13、議案第10号から日程第21、議案第18号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第10号から日程第21、議案第18号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第13、議案第10号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第10号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,321万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ157億2,050万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから5ページに記載しております「第1表

歳入歳出予算補正」のとおりであります。

6 ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費」であります。

6 款農林業費、1 項農業費「中里」から「糠内第3」までの7 地区に係る道営農地整備事業負担金、合計で1 億7,890 万円を繰り越すものであります。

国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、これらの事業に係る町の負担金についても翌年度へ繰り越すものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費「橋梁長寿命化調査設計委託料」1,100 万円を繰り越すものであります。

春駒橋と千住15 号橋の調査設計であります。国の補正予算に伴い、事業費の一部を翌年度へ繰り越すものであります。

「第3表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

農業経営安定化支援資金利子補給は、JA 中核農業者応援資金と JA 担い手経営対策資金の貸付けを受けた農業者に対して利子補給を行うもので、令和2 年度から7 年度まで49 万9,000 円を限度に債務負担行為を設定しようとするものであります。

北海道農業公社から肉用牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受ける肉用牛（6 頭）に係る譲渡代金は、令和2 年度から6 年度までを期間として、449 万2,000 円を限度に債務負担行為を設定しようとするものであります。

大家畜特別支援資金利子補給は、経営継承のため、長期で低利の資金に一括して借り換えた大家畜経営体に対し、北海道が0.12%、町が0.06%を利子補給するもので、令和2 年度から21 年度まで、11 万3,000 円を限度に債務負担行為を設定しようとするものであります。

7 ページをご覧ください。

「第4表 地方債補正」「1 追加」であります。

忠類地区公社営畜産担い手育成総合整備事業は、令和元年度から町負担分が5%から6%に引き上げられたことから、この負担分40 万円を限度に地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、「2 廃止」であります。

歯科診療所診療機器購入事業の起債借入れを取りやめるものであります。

8 ページをご覧ください。

「3 変更」であります。忠類コミセン改修事業のほか35 事業について、事業費の確定などから借入額の変更を行うものであります。

なお、変更前と比較して3,941 万6,000 円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

20 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目広報広聴費28 万2,000 円の追加であります。

現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

10 目協働のまちづくり支援費60 万円の追加であります。

申請件数の増によるものであります。

13 目防災諸費116 万8,000 円の減額であります。

執行残であります。

14 目交通防犯費612 万5,000 円の減額であります。

14 節は執行残、19 節は地方バス路線の運行経費の減少などにより収支が改善したことから、補助金が見込額に比べ減額となったものであります。

18 目基金管理費295 万5,000 円の追加であります。

基金から生じる利子収入分を基金に積み立てるものであります。

21 ページになります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 101 万 5,000 円の追加であります。

マイナンバーカードの作成費用は、全国の自治体のカード作成費用の総額を全自治体で案分し、費用の負担をするものでありますが、作成費用の増に伴い追加するものであります。

22 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 151 万 1,000 円の追加であります。

1 節と 9 節は 1 名の欠員に伴う減額、28 節は特別会計への繰出金であります。

3 目障害者福祉費 347 万 8,000 円の追加であります。

4 節から 8 節にかけては執行残、20 節はサービス利用回数の増加などに伴う追加であります。

6 目老人福祉費 977 万 4,000 円の減額であります。

11 節は福祉バス等の修繕料を追加するもの、8 節及び 19 節、20 節は執行残、28 節は特別会計への繰出金であります。

23 ページになります。

7 目後期高齢者医療費 1,198 万円の減額であります。

19 節は給付実績に伴う執行残、28 節は特別会計への繰出金であります。

8 目介護支援費 121 万 5,000 円の減額であります。

いずれも執行残であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費 80 万円の追加であります。

温泉水配管等の修繕料を追加するものであります。

24 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3,405 万円の減額であります。

支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額であります。

25 ページになります。

3 目施設型・地域型保育施設費 227 万 6,000 円の減額であります。

13 節は公定価格の引上げや保育児童の増に伴い、委託料を追加するもの、19 節は入園児童の減に伴う執行残であります。

5 目発達支援センター費 82 万円の減額であります。

人件費等の減により負担金を減額するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 55 万 3,000 円の減額であります。

4 節から 13 節は執行残、19 節は事業費の確定及び増減などに伴い、それぞれ所要の費用を補正するものであります。

26 ページになります。

2 目予防費 568 万 6,000 円の減額であります。

執行残であります。

4 目診療所費 14 万 2,000 円の追加であります。

忠類診療所のボイラーの修繕料を追加するものであります。

5 目環境衛生費 156 万 3,000 円の追加であります。

11 節は葬斎場ストーブの修繕料を追加するもの、13 節及び 15 節は執行残、28 節は特別会計への繰出金であります。

6 目水道費 241 万 5,000 円の追加であります。

特別会計への繰出金であります。

27 ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 892 万 7,000 円の減額であります。

いずれも負担金の確定に伴い減額するものであります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 274 万円の減額であります。

執行残であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1,116 万 9,000 円の減額であります。

19 節の細節 14 から次のページにかけてであります。細節 24 までと細節 29 及び細節 30 は、事業費等の確定に伴い減額するもの、細節 27 は畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、馬鈴しょの省力化作業機械等を導入する 1 農業者団体への国からの間接補助金であります。

4 目農業施設管理費 71 万 8,000 円の追加であります。

担い手支援センターのボイラーの修繕料を追加するものであります。

29 ページになります。

5 目畜産業費 263 万 6,000 円の減額であります。

13 節は執行残、19 節は現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

6 目町営牧場費 340 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

7 目農地費 460 万 7,000 円の減額であります。

15 節及び 19 節は執行残、28 節は特別会計への繰出金であります。

30 ページになります。

8 目土地改良事業費 3,079 万 6,000 円の減額であります。

19 節の細節 3 は執行残、細節 5 から 12 までは北海道における事業調整と国の補正予算に伴う所要額について、それぞれ補正するものであります。

32 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 232 万 8,000 円の減額、2 目町有林管理経営費 337 万 4,000 円の減額、いずれも執行残であります。

33 ページになります。

3 目育苗センター管理費 312 万 3,000 円の減額であります。

育苗センター事業の廃止に向け、令和元年度から種子を購入しなかったことから減額するものであります。

7 款 1 項商工費、3 目観光費 1,700 万 6,000 円の減額であります。

11 節は現計予算に不足が見込まれますことから所要の費用を追加するもの、4 節、7 節、14 節は執行残であります。

21 節は株式会社忠類振興公社の収支状況に鑑み、貸付金を減額するものであります。

34 ページになります。

4 目スキー場管理費 158 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

5 目企業誘致対策費 2,370 万 9,000 円の減額であります。

細節 4 から 7 は執行残、細節 8 はリバーサイド幕別工業団地の 2 区画の土地の売買契約が成立したことに伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 3,365 万円の追加であります。

今後の除排雪を見込み、町道管理委託料を追加するものであります。

35 ページになります。

2 項道路橋梁費、4 目橋梁維持費 1,100 万円の追加であります。

国の補正予算に伴い、事業を前倒しで実施すべく追加するものであります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 524 万 3,000 円の追加であります。

特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費 431 万 6,000 円の減額であります。

11 節は車両センターのシャッターの修繕料を追加するもの、13 節は執行残であります。

3 目都市施設整備費 2,820 万円の減額であります。

国の交付金事業の採択見送りに伴い、減額するものであります。

36 ページになります。

4 項住宅費、3 目公営住宅建設事業費 1,340 万 6,000 円の減額であります。

執行残であります。

37 ページになります。

9 款 1 項消防費、3 目消防施設費 84 万 1,000 円の減額であります。

執行残であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 16 万 1,000 円の追加であります。

認定件数の増による追加であります。

6 目学校給食センター管理費 102 万 9,000 円の減額であります。

11 節は給湯・給水用の加圧ポンプの修繕料を追加するもの、4 節、7 節、15 節は執行残であります。

38 ページになります。

2 項小学校費、2 目教育振興費 4 万 4,000 円の追加であります。

20 節の細節 3 は執行残、細節 8 は今年度から就学援助の対象項目に卒業アルバムが追加されたことから、当該扶助費について追加するものであります。

3 項中学校費、2 目教育振興費 208 万 2,000 円の減額であります。

19 節及び 20 節の細節 3 は執行残、細節 10 は小学校費と同様に追加するものであります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 9 万 5,000 円の追加であります。

対象者の増により追加するものであります。

2 目公民館費 54 万 5,000 円の追加であります。

駒島公民館駐車場の修繕料を追加するものであります。

5 目ナウマン象記念館管理費 18 万 2,000 円の追加、39 ページになりますが、6 目集団研修施設費 20 万円の追加であります。

いずれも現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

8 目百年記念ホール管理費 30 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 58 万 9,000 円の追加であります。

対象者の増に伴い、所要の費用を追加するものであります。

2 目体育施設費 932 万 4,000 円の減額であります。

11 節は札内スポーツセンターのボイラー修繕料を追加するもの、15 節は執行残であります。

40 ページになります。

11 款 1 項公債費、1 目元金 102 万 5,000 円の追加であります。

平成 20 年度債の 10 年経過による利率引下げに伴い、元利均等償還の財政融資資金について、元金増額分を追加するものであります。

2 目利子 1,287 万 2,000 円の減額であります。

平成 20 年度債の利率引下げに伴う利子軽減分と平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利率であったことから減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

11 ページまでお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 6,559 万 8,000 円の追加、2 目法人 3,035 万 8,000 円の追加であります。

いずれも現年課税分の追加であります。

2 項 1 目固定資産税 3,491 万 2,000 円の追加、3 項 1 目軽自動車税 296 万 9,000 円の追加でありま

す。

いずれも現年課税分の追加であります。

12 ページになります。

4 項 1 目町たばこ税 10 万 6,000 円の追加、5 項 1 目入湯税 73 万 2,000 円の追加であります。

いずれも現年課税分であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 3,957 万 1,000 円の追加であります。

普通交付税であります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1,574 万円の減額であります。

13 ページにかけてであります。細節 1 は事業量の減により減額するもので、細節 3 から 9 までは道営事業の事業費調整等に伴い、所要の額を補正するものであります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林業使用料 244 万 3,000 円の減額であります。

預託頭数の減による入牧料の減額であります。

7 目教育使用料 40 万円の追加であります。

入館者数の増による追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 2,265 万 8,000 円の減額であります。

1 節は事業費の確定並びに補正に伴う国負担分の追加、2 節の細節 1 から 4 までは児童手当に係る国負担分の補正、14 ページになりますが、細節 6 につきましては、施設型給付費等の国負担分の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 101 万 5,000 円の追加、3 目衛生費補助金 217 万 9,000 円の減額、4 目土木費補助金 1,551 万 5,000 円の減額であります。

いずれも交付決定額等の増減に伴う補正であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 601 万 7,000 円の減額であります。

15 ページにかけてであります。国庫負担金と同様にそれぞれ事業費の確定に伴う道負担分の補正であります。

2 目農林業費負担金 225 万 7,000 円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 30 万円の減額であります。

4 目農林業費補助金 3,435 万 6,000 円の減額であります。

16 ページにかけてであります。いずれも対象事業費の確定などに伴う補正であります。

3 項道委託金、3 目農林業費委託金 103 万 5,000 円の減額であります。

事業費の確定に伴う減額であります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 207 万 3,000 円の追加であります。

基金の運用に係る利子収入を追加するものであります。

17 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億円の減額、2 目減債基金繰入金 2,200 万円の減額であります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、6 目忠類振興公社貸付金元利収入 1,200 万円の減額であります。

5 項 4 目雑入 557 万 1,000 円の追加であります。

5 節の細節 8 から 53 につきましては、事業費の確定に伴う補正であります。

細節 64 は、植樹事業等に対する公益財団法人似鳥文化財団及び株式会社ニトリホールディングスの共同事業による助成金であります。

細節 66 は、温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

6 節は、一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業などに対する国民健康保険特別会計からの負担金の追加であります。

18 ページになります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 10 万円の減額、3 目衛生債 100 万円の減額、4 目農林業債 340 万円の減額、5 目商工債 160 万円の減額、6 目土木債 190 万円の減額、19 ページになりますが、7 目教育債 1,230 万円の減額、8 目臨時財政対策債 1,881 万 6,000 円の減額、9 目消防債 90 万円の減額であります。

いずれも地方債対象事業費の確定等に伴う補正であります。

この結果、令和元年度の起債発行予定額は 11 億 5,958 万 4,000 円と見込んでおります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○副議長（中橋友子） 2 点お尋ねしたいと思います。

1 点目は、27 ページ、28 ページに当たりますけれども、6 農林業費の 2 農業振興費の 19 負担金及び補助金のところの 27 畑作構造転換事業補助金 1,313 万 9,000 円ということで、ご説明では 1 軒の農家に対するというふうに聞こえたのですけれども、この時期補正予算でこういった 1 戸の農家に 1,300 万円を超える補助が支出される、事業が認められるということにつきまして、こういった事業の中身なのかももう少し詳しくご説明いただきたいのと、このような補助を受けるための条件というのがあったのだと思うのですが、こういった条件でこれがクリアされてこういった支出になったのかということでもあります。

2 点目は、34 ページの 7 商工費の 5 企業誘致対策費、これも 19 の負担金補助及び交付金に関わりまして、8 番の土地開発公社運営補助金 426 万 7,000 円の支出でありますけれども、この事業に関わりましては、先般報道でも知ったところではありますけれども、町として公社に対して 426 万 7,000 円出すというわけでありますから、簿価がありました、その簿価は幾らであったのかということと、リバーサイドだと思うのですけれども、この事業がどれぐらい功を奏しているか、つまり売却率、売却された土地の全体の割合ですね。今、どのぐらいまで売れて、残っているのはどのぐらい残っているのか。また、もう一つ、説明いただける範囲で結構ですが、展開される事業、雇用などにつながっていくことを期待するところですが、ご説明いただける範囲で説明してください。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに畑作構造転換事業補助金についてでありますけれども、こちらは国の平成 30 年度補正予算の繰越分でありまして、その残額に対しての追加要望に対して幕別町で 1 団体要望したところであります。先ほど、農業者 1 団体ということで、農業者 1 戸ではなくて、農業者 2 戸が集まって 1 団体を形成しております。

内容といたしましては、馬鈴しょやてん菜などの畑作産地の生産性向上を図るために労働力不足に対応するため、それらの省力用機械の導入に対して 2 分の 1 の補助がされるものであります。内容といたしましては、ポテトプランター、カルチベーター、トラクター等を購入しております。こちらにつきましては、他の補助事業と同一でポイント制になっておりまして、ポイントを獲得した農業団体に補助が採択されるものとなっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、ご説明にございました今回の 426 万円につきましては、さきに報道のありました博愛会に関するものとは別のものに関する今年度売却されたものに対する販売価格と簿価との差額によるものでございます。

あと、売却率はちょっと今すぐ出ないのですけれども、残っている面積自体が 6 万 2,000 平米ございます。

あと、雇用の部分につきましては、理想的には町内に事業者が進出してきて雇用が生まれるという

のがベストなのですけれども、当然それに対する補助も載せていますが、なるべく進出する際には町内の事業者を雇用していただくよう依頼しているところでございます。一番目につきましては、販売価格と簿価の差額によるものでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 簿価の価格は。

○商工観光課長（西嶋 慎） 失礼いたしました。今の簿価額につきましては、2,245 万 9,318 円でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 区画数と総額については
商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） ちょっと割合につきましては、今、把握できておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○副議長（中橋友子） 知りたかったです。結局、面積幾らに対して幾らの差が出てくるという。つまり、町が応援することによって、土地の取得につながってきているわけですね。その応援というのが、どういった効果を現してきているのかということをもまず一つは押さえたいというふうに思うのです。その上で、実際の差額がどうだったのか数字を知りたいと思いましたけれども、分からないということでもありますから、どこかで分かる機会を、分かった時点で示していただければというふうに思います。これ、報道との事業とはちょっと違いますよということでもありますけれども、この間、最近あまりこういった言葉は使わなかったのですけれども、土地開発公社が持っている土地、あまり動かない、いわゆる塩漬けということで、随分きちっと処分をしていくべきだという中からこの事業を展開されてきたと思うのです。そうすると、一体今どれだけの土地がまだ残っているのか、この事業をさらにどうしていくのかということをも、今、見通していかなくてはならない時期でありますので、ご説明いただけるときには、そういったこともきちっと踏まえて説明をいただけるようにしていただきたいと、このように思います。

農業団体のほうは1戸というふうに受け止めたものですから、随分金額が大きいなというふうに正直思いました。2戸の農家での団体で、しかも今回、いわゆる予算がこの時期整理されていく中で枠ができたということなのでしょうね。そこにポイントで手を挙げたら適用されたと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 先ほど、土地開発公社の関係でございますけれども、簿価と販売価格の差額、詳細につきましては、後ほど正確な数字をお答えさせていただきたいと思います。

また、残地につきましては、率も残地の区画数も後ほど詳細を報告させていただきますけれども、今ほとんどなくなっているという状況もありまして、先ほど報道がありましたように、新年度に契約する予定の土地もありまして、現状においては、もうあまり売る土地がないという状況もありまして、今は工業団地内の既に売った土地ですとか、そういったところも含めて遊休地の利活用、そういったことも含めて今、情報収集やら企業との接触をしているところでありまして、先ほど新聞報道にありました件も含めて、雇用の拡大ですとか、地元の農産物の消費拡大ですとか、今後についても大きな期待を寄せているところでありまして、ますます効果が増大するように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 畑作構造転換事業についてですけれども、平成30年度の繰越分でその北海道配分分の予算が、残が残ってしまっていて、今年度も何回か要望調査があつて、最後の執行残があつたときに要望した団体が要件を満たしてポイントを獲得できたため、採択となっております。それと、その実施主体ですけれども、農業者2戸で、全体で構成員も含めて農業者5名以上というのが採択要件となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○副議長（中橋友子） 大枠には理解をいたしました。あと、公社のほうは示していただけたときに示してください。

その条件というのが、それでは今、2戸の農家で1団体ということでもありますから、共同で事業をされていると思うのですが、その共同事業の中で5人の従事者がいれば対象になっていくということなののでしょうか。いずれにしても、補正の中で大きな事業ができたことはよかったというふうに理解はするところなのですが、そういった条件がなかなか見えないので、この理解で間違いなければ答弁はよろしいのですが、違っていればお答えください。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね。その内容で間違いありません。農業者の組織する団体というのが要件になっておりまして、その中の要件で農業者が5名以上含まれているということになっております。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14番（千葉幹雄） 24ページの土地開発公社の補助金の関係ですけれども、実際の売った価格とその簿価との差額ですよ、これは。それが分からないなんてことは考えられないのですけれども、この積算根拠、何ぼ平米売って、簿価が何ぼで実際の販売価格は何ぼだからこの差額が出たということだと思うのですけれども、それを示してもらえば分かりやすい。

それと先ほど課長が6ヘクタールぐらい残っているという話ですけれども、私は、部長が後から補足してほとんど残っていないということですが、これ実際どのぐらい残っているかというのは調べなくても大体の数字は分かっているなければ話にならないと思うのですけれども、その辺はどういうふうになって、その6ヘクタールという数字が出てきたのかお答えいただきたい。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、今回の補正に係る簿価等の関係につきましては、販売面積につきましては1,657平方メートルで、販売に至った販売価格は1,816万円、そして簿価につきましては2,245万9,318円で、簿価との差額につきましては429万9,318円になります。

次に、先ほどお話ししました6ヘクタールにつきましては、その内訳として、太陽光ですとか、一時貸付けをしている企業の面積、そういったものも含めまして、6ヘクタールという意味合いで説明いたしました。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14番（千葉幹雄） 最初からそういう説明をすれば分かるのですけれども、その中身が分からないということですから、あえて聞いたわけであります。

それと、その6ヘクタールとの差異ですけれども、実際販売できる、現在販売できる数字を聞いたのだと思いますし、私たちもそれを知りたい。それは貸しているやつはもう売れないわけですから、契約内はね。ですから、今、何ぼ残っているのと聞いたら実際に売れる数字を押さえておかないと、それは例えば相談が来てもかみ合わないわけですよ。ですから、その辺は、これはもうそんなに難しい話ではなくて、絶えずやっぱり頭に皆さん方は、担当の方は入れておいて、このぐらい残っていますということを瞬時に言えるようになっていないと、これは今後、販売していく中でなかなかスムーズに話がかみ合わない、ということだと思いますので、そこは指摘しておきます。

そして、その前段の、これもそんな難しい話ではなくて、何ぼ平米売って、簿価が何ぼで、実際の販売価格、この差額がこの400何がしだということですからね。そういうことで、そこだけはそういったふうに指摘をしておきますので、しっかりしてください。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中であります、この際、13時まで休憩いたします。

12：11 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの一般会計補正予算の質疑の中で、不明な点がございました資料について、お手元に配布をいたしましたので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

日程第14、議案第11号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第21、議案第18号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第11号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第18号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第11号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ433万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億6,399万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

5款2項保健事業費、1目保健衛生普及費365万1,000円の追加であります。

一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に対する国保特会の負担金などを補正するものであります。

6款1項1目基金積立金25万円の追加であります。

基金から生じた利子を積み立てるものであります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金43万円の追加であります。

特定健康診査等負担金の確定に伴う、国と北海道に対する精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金25万円の追加であります。

基金利子の追加であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金221万1,000円の追加であります。

1節以下、繰入金額の確定に伴い、負担区分に応じた補正であります。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金187万円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ221万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億343万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金221万8,000円の減額であります。

納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料38万1,000円の減額であります。

滞納繰越分の減額であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金183万7,000円の減額であります。

1節は広域連合の共通経費の精算による減額、2節は保険料軽減分の額の確定に伴う減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第13号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,272万円を減額し、予算の総額をそれぞれ26億5,482万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12ページ、13ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費86万4,000円の追加であります。

法改正に伴い、介護保険システムを改修する費用を追加するものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費5,500万円の減額であります。

訪問介護などの利用回数の減に伴う減額であります。

19ページになります。

2目地域密着型介護サービス等給付費3,000万円の減額であります。

認知症対応型共同生活介護の利用者数の減に伴う減額であります。

20ページになります。

3目施設介護サービス給付費3,000万円の追加であります。

介護老人保健施設入所者の増に伴う追加であります。

4目居宅介護サービス計画給付費250万円の減額であります。

計画作成件数の減に伴う減額であります。

21ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費500万円の減額であります。

支給件数の減などに伴う減額であります。

22 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 300 万円の減額であります。
介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数の減に伴う減額であります。

23 ページになります。

3 目介護予防サービス計画給付費 450 万円の減額であります。
計画作成件数の減に伴う減額であります。

4 項 1 目高額介護サービス等費 400 万円の追加であります。
対象者の増に伴う追加であります。

24 ページになります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 800 万円の減額であります。
利用件数の減に伴う減額であります。

25 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 21 万 6,000 円の追加であります。
基金から生じた利子を積み立てるものであります。

26 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 20 万円の追加であります。
対象者の増に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1,735 万 1,000 円の減額であります。
現年度分の減額であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 1,725 万 3,000 円の減額であります。
給付費の減に伴う国負担金の減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 375 万 4,000 円の減額であります。
給付費の減に伴う調整交付金の減額であります。

2 目保険者機能強化推進交付金 2 万 4,000 円の追加であります。
交付金の確定に伴う追加であります。

3 目地域支援事業交付金 10 万 6,000 円の追加であります。
地域支援事業費の増に伴う交付金の追加であります。

15 ページになります。

4 目介護保険事業費国庫補助金 57 万 5,000 円の追加であります。
介護保険システムの改修に対する国の補助金であります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 2,032 万 6,000 円の減額であります。
給付費の減に伴う交付金の減額であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 5 万 4,000 円の追加であります。
地域支援事業費の増に伴う追加であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 721 万 4,000 円の減額であります。
給付費の減に伴う道負担金の減額であります。

16 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 5 万 9,000 円の追加であります。
地域支援事業費の増に伴う追加であります。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金 16 万 9,000 円の減額であります。
事業費の確定に伴う減額であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 21 万 6,000 円の追加であります。
基金利子の追加であります。

17 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 896 万 8,000 円の減額であります。

給付費並びに地域支援事業費等の増減に伴う繰入金の補正であります。

10 款諸収入、3 項雑入、2 目第三者納付金 128 万 1,000 円の追加であります。

過年度分給付費に係る第三者納付金を追加するものであります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 14 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

27 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,034 万 1,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 3,411 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、28 ページ、29 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

30 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

幕別簡水整備事業ほか 3 事業について、事業費確定等に伴い、借入額の変更を行うものであります。

なお、補正前と比較いたしますと、4 事業合計で 1,230 万円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

33 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 1,034 万 1,000 円の減額であります。

13 節から 19 節までは、事業費の確定等に伴う執行残であります。

23 節は平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

31 ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 108 万 5,000 円の追加であります。

補償内容の変更に伴い、追加するものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 10 万 9,000 円の追加であります。

滞納繰越分であります。

2 項 1 目手数料 13 万 9,000 円の追加であります。

給水申請の増に伴う設計手数料の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 241 万 5,000 円の追加であります。

32 ページになります。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 178 万 9,000 円の減額であります。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 1,230 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 15 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

34 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 914 万 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 9 億 9,236 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、35 ページ、36 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

37 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

公共下水道建設事業ほか4事業について、事業費確定等に伴い、借入額の変更を行うものであります。

なお、補正前と比較いたしますと、5事業合計で1,650万円の減額であります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

41 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 174 万 7,000 円の減額であります。

負担金確定に伴う減額であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 345 万 3,000 円の減額であります。

42 ページになりますが、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 100 万円の減額であります。

いずれも事業費並びに負担金の確定に伴う減額であります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 294 万 6,000 円の減額であります。

平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

38 ページまでお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金 73 万 7,000 円の追加であります。

受益者負担金の追加であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 941 万 1,000 円の追加であります。

現年賦課分及び滞納繰越分の追加であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 152 万 6,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

39 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 524 万 3,000 円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 1 万 6,000 円の減額であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 2 万 5,000 円の追加であります。

2 項 2 目消費税還付金 652 万円の減額であります。

40 ページになります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 390 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

2 目資本費平準化債 1,270 万円の減額であります。

発行可能額の確定等に伴う減額であります。

3 目下水道事業債（特別措置分）10 万円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 16 号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

43 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 94 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 477 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、44 ページ、45 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

46 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴い、借入額を 150 万円減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

49 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 16 万 8,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う執行残であります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 155 万円の追加であります。

ブロー等の修繕料を追加するものであります。

50 ページになります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 43 万 6,000 円の減額であります。

平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

47 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 33 万 9,000 円の追加であります。

浄化槽の規格変更に伴う追加であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 36 万 9,000 円の追加であります。

現年賦課分、滞納繰越分の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 172 万 8,000 円の追加であります。

48 ページになります。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 1 万円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 150 万円の減額であります。

事業費確定に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 17 号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

51 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 7,919 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、52 ページ、53 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

54 ページをご覧ください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

農業集落排水整備事業の事業費確定に伴い、借入額を 20 万円減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

56 ページをお開きください。

3 款 1 項公債費、2 目利子 6,000 円の減額であります。

平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

55 ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 3 万 4,000 円の追加であります。

滞納繰越分の追加であります。

3 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 万 7,000 円の追加であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 13 万 3,000 円の追加であります。

5 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 20 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案 18 号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

57 ページをお開きください。

補正予算第 2 条は、収益的事業会計、いわゆる第 3 条予算の収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収入であります。第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 5,976 万 6,000 円から補正予定

額 116 万 5,000 円を減額し、5 億 5,860 万 1,000 円と定めるものであります。

次に、支出でありますが、第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 5,102 万 4,000 円に補正予定額 125 万 1,000 円を追加し、5 億 5,227 万 5,000 円と定めるものであります。

補正予算第 3 条は、資本的事業会計、いわゆる第 4 条予算の資本的収入及び支出の補正であります。58 ページになります。

はじめに、収入でありますが、第 1 款資本的収入既決予定額 1 億 3,262 万 6,000 円から補正予定額 5,820 万円を減額し、7,442 万 6,000 円と定めるものであります。

次に、支出でありますが、第 1 款資本的支出既決予定額 3 億 3,455 万 4,000 円から補正予定額 5,796 万 3,000 円を減額し、2 億 7,659 万 1,000 円と定めるものであります。

57 ページの下段に記載をしておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります。本補正により、不足する額は 2 億 216 万 5,000 円に、過年度分損益勘定留保資金は 5,282 万 9,000 円に、当年度分損益勘定留保資金は 1 億 4,933 万 6,000 円に改めるものであります。

58 ページになりますが、補正予算第 4 条は企業債の変更であります。

第 5 条予算で定めた配水管布設整備事業 1 億 2,170 万円について、事業費の減に伴い、5,820 万円を減額し、限度額を 6,350 万円に改めるものであります。

59 ページになります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

下段の表をご覧ください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 169 万 2,000 円の追加であります。

受水量の増に伴い、追加するものであります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金 44 万 1,000 円の減額であります。

平成 30 年度債の借入利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、収益的収入についてご説明申し上げます。

上段の表をご覧ください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益 116 万 5,000 円の減額であります。

加入者負担金の減額であります。

60 ページになります。

はじめに、資本的支出からご説明申し上げます。

下段の表をご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 5,283 万円の減額であります。

いずれも事業費の確定等に伴う執行残であります。工事請負費の細節 5 「配水池改築更新」は、本州で発生した台風被害により、年度内での非常用発電機の納品が見込めなくなりましたことから、本年度の実施を見送ったものであります。

2 目営業設備費 513 万 3,000 円の減額であります。

執行残であります。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。

上段の表をご覧ください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 5,820 万円の減額であります。

以上で、特別会計並びに水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 11 号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 12 号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 13 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 22、議案第 19 号、幕別町附属機関設置条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副議長（伊藤博明） 議案第 19 号、幕別町附属機関設置条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

はじめに条例の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

「1 制定趣旨」についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から非常勤職員の任用について要件が厳格化されることから、本町においても既存の非常勤職員について整理を行い、一般職非常勤職員（会計年度任用職員）であります。及び私人（委託となる職）につきましては、昨年の第 4 回定例会において、関係条例の制定と改正を行ったところであります。

このたび、残る特別職非常勤職員について整理を行い、各種委員会、審議会、協議会等に所属する委員等について検討を行う中で、私的諮問機関または連絡調整機関として、現在、規則または要綱で設置している機関のうち、13 の機関については、その活動内容に鑑み、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として位置付けることがより適切であると考え、本条例を制定し、位置付けを明確化しようとするものであります。

次に、「2 幕別町における特別職非常勤職員の分類」をご覧ください。

表の左端上段にあります、「執行機関である委員及び委員会の構成員」から下段の「非常勤の消防団員、水防団員」までの五つの区分には、それぞれ、表の右端に示しております「職種の数」に記載の職種が存在し、上段の「6」から下段の「2」までの合計は 87 であります。

この表の中で、本町における附属機関に関わる部分は、上から 2 段目の太枠で囲んでいる項であります。

2 ページをご覧ください。

米印の 1 をご覧ください。

地方自治法は附属機関について、2 行目になりますが、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関としており、一般的には、3 行目の中ほどの①から⑥までが要件と解されております。

こうしたことから、「職員以外の外部の者を含めて構成される合議制の組織で、執行機関へ答申等を行うもの」を附属機関と捉え、既に規則または要綱で設置している 13 の機関を新たに本条例において附属機関として規定し、制定後においては、既存の法令及び条例で設置しているものと合わせて 54 の機関を附属機関として位置付けようとするものであります。

議案書の 1 ページをご覧ください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第 1 条は、条例制定の趣旨を定めております。

附属機関の設置等は、法令または他の条例で設置が規定されているものを除いて、本条例で設置する旨を規定しております。

第 2 条は、本条例で設置する附属機関は別表に規定する旨を規定しております。

2 ページをご覧ください。

別表では、執行機関ごとに設置する附属機関の名称、所掌事務、組織、委員構成、定数、任期を記載しております。

幕別町指定管理者選定委員会から 3 ページの幕別町小中一環教育・CS 推進連絡会議まで、13 の機関

ごとにそれぞれ規定しております。

1 ページにお戻りください。

第3条及び第4条は、附属機関の所掌事務、委員の定数、組織、任期は、ただいまご説明しましたとおり、別表に規定する旨などを規定しております。

第5条は、附属機関における会長、副会長及びこれに相当する職について規定しております。

第6条は、委任規定であります。

3 ページをご覧ください。

附則につきましては、第1項で本条例の施行期日を令和2年4月1日とし、第2項において、条例施行前に今回設置する附属機関に相当する機関に委嘱または任命されていた委員等の任期についての経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第19号、幕別町附属機関設置条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第23、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副議長（伊藤博明） 議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページ、議案説明資料の41ページをお開きください。

このたびの改正は、幕別町総合介護条例において、在宅の要介護者への支援事業と位置付けております布団洗濯乾燥サービスの対象者を見直そうとするものであります。

布団洗濯乾燥サービスは、条例施行前の平成5年に事業を開始いたしましたが、その後の生活スタイルの洋式化の進展から、近年ではベッド生活が常態化し、加えて、抗菌、消臭、速乾性などを備えた機能性の高い寝具の普及により、高齢者世帯においても、布団を洗濯する頻度が低下傾向にありますことから、サービス対象者を見直そうとするものであります。

議案説明資料の41ページをご覧ください。

別表では、補完事業ごとの対象者、事業内容及び手数料等を規定しております。

布団洗濯乾燥サービスの対象者を「在宅の高齢者等で身体が虚弱なため布団乾燥が困難な者で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者」から「在宅の高齢者で身体が虚弱なため布団乾燥が困難であり、かつ、要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者のみで構成される世帯に属するもの及びその他必要と認められるもの」に改めようとするものであります。

議案書の19ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例の施行期日を令和2年10月1日からとするものであります。

第2項は、経過措置として、施行日前の利用については、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 27 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長(寺林俊幸) 日程第 24、陳情第 1 号、「新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書」を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 1 号、「新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書」は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明 2 月 28 日から 3 月 3 日までの 5 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、2 月 28 日から 3 月 3 日までの 5 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、3 月 4 日午後 6 時から予定しておりました夜間議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止することといたします。

よって、議会再開は 3 月 4 日午前 10 時からといたします。

13 : 44 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 2 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 2 年 3 月 16 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘
（諸般の報告）
- 行政報告（町長）
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 3 議案第 32 号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）

会議録

令和2年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年3月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員

5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

経 済 部 長 岡田直之

会 計 管 理 者 萬谷 司

札 内 支 所 長 原田雅則

政 策 推 進 課 長 谷口英将

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

企画総務部参事 川瀬康彦

保 健 課 長 白坂博司

経 済 建 設 課 長 高橋宏邦

副 町 長 伊藤博明

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

住 民 福 祉 部 長 合田利信

建 設 部 長 笹原敏文

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

総 務 課 長 新居友敬

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

こ ど も 課 長 西田建司

土 木 課 長 小野晴正

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 係長 遠藤寛士

8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 17 東口隆弘 18 中橋友子 1 石川康弘

議事の経過

(令和2年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番東口議員、18番中橋議員、1番石川議員を指名いたします。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、去る2月27日に行政報告をさせていただきました新型コロナウイルス感染症に係る、その後の対応等についてご報告をいたします。

3月11日、世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスによる感染が世界中に拡大し、終息が見通せなくなってきた状況から「パンデミック（世界的流行）と表現できるとの判断に至った」と表明し、各国に対し、感染拡大を抑え込むよう対策の強化を促したところであります。

15日現在の感染者数は、世界125の国・地域で15万人を超えている状況であり、国内においても、36の都道府県で809人が感染し、道内では148の方が新型コロナウイルスに感染している状況であります。

これまで、国では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表し、27日には、全国の小中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とするよう要請が行われました。

また、北海道でも2月26日、道内の公立小中学校全校において、独自に27日から3月4日まで1週間、市町村に対し、臨時休業とするよう要請していましたが、さらに国からの要請を踏まえ、春休みまで臨時休業とする要請を行い、これを受け、本町においても、全小中学校を臨時休業としたところであります。

また、2月27日に北海道が「緊急事態宣言」を行い、29日と3月1日の週末に外出を控えるよう求め、これ以降、外出自粛要請は一部緩和しているものの、19日まで続けられ、その後の対策については効果を検証しつつ、今後公表される予定であります。

町としての感染症対策につきましては、2月27日十勝管内で初めて感染が確認されたことから、同日午後6時に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、本部体制を総括班、医療・保健班、経済・消毒班の三班体制とするほか、新型コロナウイルス発生時の対応等について確認を行うなど、これまで4回本部会議を開催しております。

2月28日の第2回本部会議では、3月末まで多くの人が集まるイベント・行事等の自粛の要請を町内各団体等を行うことを決定し、知事の要請事項を含め、ホームページやSNSで町民の皆様へ協力をお願いしたところであり、3月2日に開催した第3回本部会議では、3月5日から24日までの町内小中学校の臨時休業や幼稚園の開園、保育所・学童保育所の開所等についての確認を行うとともに、各班の取組状況や学校休業に伴う臨時職員を含む職員の休暇等の取扱い及び経済対策等に対する国の支

援策などについて確認をしたところであります。

次に、町内の小中学校における対応についてであります。さきに述べましたとおり、北海道知事・北海道教育委員会教育長からの要請により、2月27日から実施しておりました小中学校等の休業対応に加え、国の要請に基づき、春休みまで臨時休業を延長することとしたところであります。

こうした休業期間の長期化に伴い、子どもの生活・学習習慣に対する不安の解消や児童生徒の心身の健康状態の把握等を行うため、3月9日に北海道知事及び北海道教育委員会教育長から、小中学校における分散登校の実施について要請があり、町教育委員会といたしましては、児童生徒の健康観察や学習状況の把握に必要なものと判断し、各学校長に3月10日から24日の間での分散登校の実施を通知し、それぞれの学校規模や状況等に応じて実施しているところであります。

さらに、卒業式につきましても、集団で実施することの感染リスクを考慮し、短時間の式典にすることとし、小学校では農村部の小規模校を除き、卒業生とその保護者、中学校では糠内中学校を除き、卒業生とその保護者のみの出席とするなど、各学校において、児童生徒の安全を考慮し実施しているところであります。

次に、認可保育所につきましては、通常どおり開所しておりますが、糠内へき地保育所は3月2日から11日の間、古舞へき地保育所は2月27日から3月7日の間、保護者からの要望により休所とし、その他のへき地保育所は通常どおり開所しております。

また、わかば幼稚園につきましては、小中学校同様、2月27日から臨時休業とし、3月5日から再び開園する予定でしたが、雪のため休園となり、6日からは通常どおり開園しております。

学童保育所につきましては、2月27日から3月4日まで臨時休業とし、3月5日から24日の月曜日から土曜日までの間、共働き家庭等の保育が必要な家庭の就労支援を目的に限定的に開所し、これまでのところは登録児童の約3割の児童に利用されております。

子育て支援センターにつきましては、一時保育事業と子育て相談等は通常どおり実施しておりますが、あおば分室で実施している集団で行う各種事業は、感染防止を図るため休止しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化に伴う経済への影響であります。外出自粛要請等による客の減少など、飲食、サービス業、運輸等多くの事業分野が影響を受けており、町内においても飲食店や小売店など、地域経済への影響も日増しに大きくなってきております。

このようなことから、2月28日から3月9日の間、町と商工会、観光物産協会の三者で、商工会と観光物産協会に加盟する380社に対して、アンケート方式で影響調査を実施しました。回答率は、37.1%でありましたが、企業活動の影響について「既に影響が出ている」と回答した事業者は51.8%、「今後影響が出る可能性がある」と回答した事業所は35.4%と、9割近くが企業活動に影響が及ぶとの結果でありました。

また、現時点での影響額につきましては、回答全体で約1億600万円であり、業種別では、製造業が5,160万円、小売業が500万円、観光業が約3,700万円、飲食業が約1,230万円等となっており、特に、製造業や観光業でその影響が大きく、その要因として、宿泊などのキャンセルが約3,200万円、宴会などのキャンセルが約900万円、催事の中止等が約5,700万円であり、感染症対策に伴う催事の中止や外出等の自粛が地域経済にも大きな影響を及ぼしている結果となりました。

また、農業等における外国人技能実習生についてであります。本町に滞在する外国人技能実習生は、本年1月末現在で80名、このうち農業に従事する方が59名、中国人は27名で全て酪農に従事しており、本年度内に帰国予定の5名につきましては、1名は2月に帰国しておりますが、3月に帰国予定の4名につきましては、技能実習生の了解の下、実習期間を在留期限の4月25日まで延長する予定とのことであります。

また、新たに本年度、中国から技能実習生として受入れを予定しておりました5名につきましては、入国ができない状況にあるとお聞きしておりますことから、この状況が長期化するなどの場合は送り出し国の変更等、労働力確保の対策が必要となってくるものと考えております。

さらに、長引く外出自粛要請等に伴い、交通にも影響が及んでおり、JR 北海道では帯広－札幌間の特急列車において、3 月 23 日から 4 月 23 日までの間で、「特急おおぞら」で減車を行うほか、4 月 6 日から 23 日までの間、「特急とかち」で上下線ともに 2 便を減便するとしているほか、飛行機や都市間バスにおいても、一部減便となるなど、人と物の往来が減少することに伴う、さらなる経済への影響が心配されます。

このようなことから、事業者の皆さんには、国における経済等への緊急対策を有効に活用していただくことはもとより、町としても、事業活動の継続を図るための支援や雇用対策について、適宜事業者に情報を提供するほか、関係団体や金融機関と連携を密にし、町内企業の経営安定の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、国に対して、3 月 10 日に全国市長会と全国町村会の連名で「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」をまとめ、国と地方との連携、物資不足対応、小中学校等の一斉休業への対応、医療・介護サービス提供体制の確保、地域経済対策、その他情報提供等の 6 項目について、町村会の一員として提言させていただいたところであります。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルス感染症に関する情報収集を行うほか、感染拡大の防止と地域経済への影響を最小限とすべく、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 2、報告第 1 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第 1 号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告をするものであります。

専決処分第 2 号であります。

損害賠償の額の決定及び和解について、「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」（H14. 3. 22 議決）に基づき、令和 2 年 2 月 28 日付で専決処分を行ったものであります。

「1 理由」は、令和 2 年 1 月 6 日午後 2 時 40 分頃、幕別町札内あかしや町 56 番地 4 付近の町道あかしや団地道路 12 号交差点において、本町職員が運転する公用車が東進していたところ、一時停止を怠って北進してきた相手方車両が公用車の右側後方に衝突し、公用車のリアバンパー、右側後方ホイール等と相手方車両のフロントバンパー、右側ヘッドランプ等に物的損害が生じたので、過失割合により相殺計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものであります。

「2 損害賠償額」は、1 万 4,961 円であります。

「3 損害賠償及び和解の相手方」は、町内在住の男性であります。

「4 損害賠償及び和解の内容」は、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないとするものであります。

このたびの賠償額は、全国自治協会自動車損害共済により保険給付されるものであります。

職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところではありますが、今後、このような事故が起きないよう慎重な運転を心がけ、より一層の安全運転に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

〔付託省略〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第32号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第32号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の実施に伴う、学童保育所開設等に係る経費と除雪関連経費、GIGAスクール構想に基づく校内通信ネットワーク環境整備工事費を追加しようとするものであります。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,318万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ160億369万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費」であります。

10款教育費、1項教育総務費「校内通信ネットワーク環境整備工事」2億980万1,000円を繰り越すものであります。

GIGAスクール構想に伴い、町内全ての小中学校において、校内通信ネットワーク環境を整備するための工事を行うものであります。

今年度中に国庫補助金の交付決定を受けて事業を行う場合に、補助金と同額が補正予算債として充当され、後年次、元利償還金の60%が普通交付税措置されますことから、関連事業費を令和元年度予算に計上し、翌年度へその全部を繰り越すものであります。

「第3表 地方債補正」「1変更」であります。

校内通信ネットワーク環境整備事業について、借入額を1億5,050万円追加し、1億5,310万円とするものであります。

そのうち交付税措置のある補正予算債として6,180万円を、措置のない通常債として9,130万円を借り入れようとするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、6 目児童館費 214 万 3,000 円の追加であります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止による小学校の臨時休校に伴い、全ての学童保育所で今月 5 日から 24 日までの間、平日は午前 8 時から、土曜日は午前 8 時 30 分から開所することといたしましたことから、必要となる支援員の賃金等を追加するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 54 万 1,000 円の追加であります。

町内の公共施設で新型コロナウイルス感染の発生を予防するためのアルコール消毒液や執務用のマスクに加え、今後、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に、関連施設等を消毒するための消耗品に要する費用を追加するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 7,012 万 1,000 円の追加であります。

3 月 5 日から 6 日にかけての降雪に伴う一斉出動に伴い、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加するものであります。

今後の降雪にも対処できるよう、一斉出動 1 回相当分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業などを見込み、補正を行うものであります。

7 ページになります。

2 項道路橋梁費、4 目橋梁維持費 58 万円の追加であります。

十勝中央大橋の管理費を音更町との間で負担しているものですが、このたびの除雪のほか、維持管理に要する費用の増に伴い、負担金に不足が見込まれますことから追加するものであります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 2 億 980 万 1,000 円の追加であります。

繰越明許費でも説明しましたとおり、町内全ての小中学校において、校内通信ネットワーク環境を整備するための工事費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

11 款 1 項 1 目地方交付税 7,178 万 7,000 円の追加であります。

特別交付税の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 163 万 2,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校により、午前中から開所しております学童保育所の追加経費について、国の補助金を追加するものであります。

5 目教育費補助金 5,926 万 7,000 円の追加であります。

校内通信ネットワーク環境整備に係る国の補助金であります。

22 款 1 項町債、7 目教育債 1 億 5,050 万円の追加であります。

校内通信ネットワーク環境整備に係る起債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） お伺いいたします。

まずは、学童保育の今回のコロナウイルス対策として、時間延長で開催されることの補正についてであります。

町長のただいまの執行方針の中にありましたように、突然の世界的に蔓延するコロナウイルスに対する我が町の対策ということで、緊急かつ完全な防護策というようなことで、随分特別対策本部も立ち上げられてご苦労をされてきたと思います。

ただ、子どもたちの突然の休校やあるいは学童に関する登校も子どもの人数が減っていることも含めて、心理的にはたくさんの戸惑いや悩みなども寄せられてきているところでありました。

そういったことを前に置きながらも、朝 8 時から通常は午後 5 時まで、そして延長は午後 6 時とい

うことであります。

今回の関わる支援員に対する予算ということではありますが、全部の学童保育所の中で指導員といいますか、支援員がどんなふうに配置されていて、と言いますのは、これまでも支援員はかつかつだったということを聞いていましたので、この時間延長によって、支援員にさらなる負担がかかっているのではないかとこのように推測いたします。その辺はどのように対処されているのか。

あと、消毒液やマスクなどが今回補正で組まれましたけれども、これまでは常備されていなかったのかどうか。施設の性格からいって、従来からこういったものは一定程度用意されているべきものではなかったかと思うのですが、いかがだったのでしょうか。

それと、GIGA スクールの方の補正についてもお尋ねしたいと思います。

これ先般もありましたし、その前のタブレット購入のときにも、多額の費用がかかっている、随分この教育的効果も含めてどうなんだろうという疑問を持ちながら来ました。今回、GIGA スクールの補正として2億980万1,000円ですね。これは校内通信ネットワークの環境整備工事というものでありますが、これから具体化されているのでしょうかけれども、今の段階でどんな工事が予定されていて、それで順次これまで整備されてきたタブレットだとか、そういうものが一体いつから活用されていくのかが一つです。

それから、説明の中で確か全体のこの予算の在り方なのですけれども、国の教育方針の下で、確か5か年計画で取り組まれてきた事業、大型プロジェクト事業として位置付けてきたということを聞いていたわけですが、この予算の町の負担がどんどん大きくなってきているように思います。説明では、今回、その補正で出されたのは、今、出すことによって、何ていいましたか、交付税措置が補助と同額の交付税措置がされるのだということでありましたけれども、しかし、歳入と歳出を見ると、全体の措置は6割でしかないというふうに思います。これは6割しか国では、国の事業でありながら補助しないという。幕別だけということではないと思うのですが、全体の事業として、そういうふうに決まってきたから、こうなったのでしょうか。

それともう一つですね、こういうことを整備するときに、前回、荒議員が質問させていただいたのですけれども、幕別町全体の中で、この通信システムの整備が、特に農村地帯はまだまだきちっと準備されていないということもあって、たしか携帯電話の基地を活用しての使用するというようなことを言われていたと思います。これこういう形でずっと行かれるのでしょうか。つまり、本町ではそういう基地が必要ないですね。でも、地方ではそういうふうになってくるといふふうになると、二つの回線といいますか、そういった通信ルートを使って教育をこれから進めていくのかという。

以上、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） まず、1点目の学童保育所の支援員のシフトの配置体制ということになるかと思います。こちらのほうなのですが、当初5日から学童保育所のほう、限定的開所ということで開いたところでありまして、体制といたしましては、長期休業、夏休み、冬休み、春休み、そういった体制と同じように体制を組んでシフトを組んだところでございます。しかし、今、何日間か経過いたしました。出席率、登録児童数に対して3割弱というようなことになっております。そういったことを踏まえまして、1週間40時間を超えないようにシフトを組みながら対応しているというところでございます。

2点目の消毒対応策ということですが、ふだんにおきまして、もちろん消毒液ということで、次亜塩素酸系のブリーチだとか、そういった洗浄の対応だったり、基本的には保育所における感染症対策ガイドラインに基づきまして、そういった体制をとっているところでございます。

なお、今回、5日からの開所については、アルコール消毒液、そして支援員へのマスクそちらのほうを配付させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） GIGA スクールについてでございます。まず、ご質問ありました今回の回線工事ですが、どのような工事内容かというところでございます。大きく申し上げますと、例えばタブレットを保管するための保管庫の設置工事ですとか、通信ネットワーク網を整備しますので、校内における通信のケーブルの設置工事ですとか、それら壁とか壁をはわす工事ですとか、そういったところが主な工事内容というところでございます。

タブレットはいつから活用できるのかというご質問ですが、国のほうでは、現在、タブレットの導入について、まだ令和2年度というところは、令和2年度にまず小学校5、6年生と1年生ということは話はしているのですが、実際にいつというところまでは、まだ事業が実施するような話が来ておりません。ですから、予定どおり来年度中の導入を考えておりますが、実際に何月ぐらいに導入されるのかというところは、現在未定というところでございます。

あと、国の措置が6割になったという話でございます。当初お話ししていたときには、約50%の補助率があるというようなこととお話を進めていたのですが、国のほうで国が学級規模ごとに工事単価を定めて、それが補助単価というふうに設定をした関係で、補助率が若干下がっているという状況でございます。

携帯電話を使用している学校が2校ほどあるのですが、それについて今後につきましても、どうしても光回線の地域ではないので、その2校につきましては、携帯電話の電波を使って今後も活用していきたいというふうに考えているのですが、タブレットの台数が増えていきますと、使う通信量も増えることが想定されますので、その際には、今、携帯電話の受信機を設置しているのですけれども、その受信機を増やすなりして、できるだけストレスのない活用方法をとりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 学童保育につきましては、指導員の方が40時間を超えない範囲で任務に当たっていただくということですね。これは子どもさんが減っているだけに、対処は容易にできるものであろうかなというふうには思うのですが、ただ開いている時間あるいは施設数は同じなわけですから、支援員の方たちが、朝の40時間を超えないといえども、1日の勤務時間これがきちっと7時間45分ですか、それ以内に定められているのかどうか伺います。

マスクだとか消毒液は、ガイドラインに基づいて設置してきたのだというふうにはいうのですけれども、そのガイドライン、私、今、中身は分からないのですけれども、今回、こういう事態になって、慌ててマスクを用意してほしいという声が各学童保育所から挙がったのです。それで、そういうものは常備されていなかったのかと改めて思ったところです。そういうガイドラインがあるのであれば、基づいてきちっといろんな危機に対して、その態勢をとっておいていただくということと加えて、今回、アルコール追加になりましたけれども、こういったものも、これを機会にガイドラインなども見直しをして、十分な保管を行うべきだと思いますけれど、いかがですか。

そのGIGAスクールのことでお尋ねいたします。まず、1番目の工事の中にタブレットの保管庫だとか、通信ネットケーブル、壁とかということなのですが、これは地元の業者の方がされる事業に、地元の業者ができる工事の中身だと思うのですが、どうでしょうか。

それから、実際の使用は、まだ令和2年といえども、もう間もなく令和2年度スタートなのですが、5、6年生からというようなことなのですが、実際にはこの令和2年のいつから始まるのですか。

そして、始まるとなれば、そういった工事もこういった休業期間中にやっていくというのが、この授業、子どもの影響が少ないと思うのですが、そういったことも考えていられるのでしょうか。

それとその国の措置なのですが、学年の人数ごとに単価が変わっていくというのは、これもまた何か乱暴なことだなというふうに思うのですよね。これはこれしか方法がなかったから、今出してこられていると思うのですが、もっと公教育事業に関わるその国の全体の予算というのは、新年度の予算の中で見ましたら、決して減ってはいないというふうに思うのですが、こういう

こと、それぞれの4割以上各自治体が負担しなければならないということになれば、厳しい市町村も、うちだって決して楽ではないと思うのですよね、そういうところも出てくるのだらうと思うのですけれども、これ各市町村は全部こういった予算措置を、よしとして取り組もうとしているのかどうか、ちょっとまどろっこしいのですけれども、伺いたいと思います。

あと、最後の光回線と、それから携帯電話の回線を使ってということで、今、スタートのときですからなのですから、必ず使用が増えていくと、回線が重たくなって使用に支障を来すということは考えられると思うのですよね。こういうのを機会に国の事業であり、町が取り組む事業としてやっていくのであれば、こういった機会に合わせて、農村地帯のその光回線というのも真剣に取り組んでいく必要があるのではないかなと思うのですよね。この辺はしかもこれ使用料にもかかってくるわけですよね。当然、使用料というか、このタブレットを使用することによってかかってくる回線の料金とかいろんなものについては、町が負担していくようになっていくのですよね。そこも確認をしたいのですが、そうなってくると、なおのこと環境整備、回線の整備は大事ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） まず、1点目、学童支援員のシフトの関係であります。先ほど申し上げたとおり、朝8時から通常17時、延長であれば18時30分ということで時間数が伸びます。こういったものに対応するために早番、遅番ということで、当然1人が7時間30分を超えないようにシフトを組んでいるところでございます。

2点目、消毒の関係でございます。先ほど申し上げた保育所における感染症対策ガイドライン、こちらのほうは厚労省のほうで定めているものでございます。主に感染症対策に関するものを示しているものでありますが、こちらの中では備蓄だとかそういったことは触れてはこないのですが、こういったものに沿って最低限の備蓄については、今後、図っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） GIGA スクールのまず工事でございます。これから予算が議決された後に入札となっていくのですけれども、地元の業者にできる内容かと我々は考えているところでございます。

あと、タブレットはいつから導入されるかという点なのですが、今、タブレットの購入につきましては、北海道のほうで共同調達をした後に、町村に払い下げるようなことを聞いております。しかしながら、現状でまだ共同調達がいつ頃行われるかという情報がまだ来ておりません。北海道としても、その辺がまだスケジュールが示されていないものですから、実際にいつ導入されるかというところは、現状では未定ということで、令和2年度中というふうには考えているところでございます。

あと、工事なのですから、できるだけ児童生徒、先生方の負担にならないように長期休業期間、夏休みですとか冬休みの期間を活用して、工事のほうを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

国の措置率が下がったところでございます。もちろん、我々といいたしましても、完全的によしとしているわけではもちろんございません。しかしながら、来年度にした場合に、同じような措置がされるのかというところは、なかなか疑問が湧くところでございますので、今回、補正ということで上げさせていただきました。ほかの町村についても、現状どうなっているのかというところは伺ってはいないところでございます。

あと、携帯電話を使用したデータの通信料の負担についてでございます。基本的にランニングコストにつきましては、町村負担ということになっておりますので、今後におきましても、通信料については町村負担と、補助対象外というところでございます。

それとあと、光の通信網の整備でございます。なかなか規模の大きいところでございまして、今回の校内ネットワークにつきましては、その光回線を引くまでが補助対象になっているわけではございません。ですから、それとは切り離して、今、できる状況の中で何ができるのかというところで携

帯電話の電波を使用するということ考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。学童のほうも分かりました。ぜひ整備をきちっとしていただきたい。シフト制になっていて、無理がかかっていませんよということでもありますから、押さえていたと思いますが、園長先生につきましても、同じようなシフトで時間が延びているということはないのでしょうか。その辺も確認をしておきたいと思います。

それとこのタブレットなのですけれども、工事は地元ができる中身だよということは分かりました。いつからか、令和2年度からなるべく早く。これ、タブレットそのものを共同で購入して、そしてこれ単価を下げる意味からなのだと思うのですけれども、これから配備ということのようなお答えだったのですけれども、ちょっと認識が違っていたらなのですけれども、前回の議会の質問のやりとりの中で、タブレットの機種そのものは、前回、1台15万円もするのかということやりとりさせていただいたときに、これ南小学校の予算で、これが学校として最後の整備、つまり今まで全部終わっていて、これが最後なのだよというふうに押さえていたのですけれども、そうではなかったのですか。学校は全部これで終わっていたというふうに押さえていたのですが、どうでしょうか。

措置については、いいとするわけではないですよ。うちの負担がどんどん増えるわけですから。この辺はぜひ各教育委員会が連携して、国に対する働きかけなどが必要になってくるのではないかとこのように思います。

光回線のことについては、これはまた教育委員会部署だけではなくて、町全体の政策にも関わってくることだと思いますので、今の現状は押さえつつも、実際にそんな二つの回線を使いながらやっていくことに対する経費の増大だとか、あるいは負担、負担というのは、能力の負担ですね。そういったものが落ちていくということが生じないように、今からきちっと取り組んでいただきたい、このように思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 学童の主任支援員のシフトの関係のお話でございます。当初児童数の傾向が出ました現在につきましては、主任支援員も支援員のほうも同様にシフトのほう対応しているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） タブレットについてでございます。昨年の議会の中で南小でタブレットを導入させていただきました。そのときに最後という話をさせていただきましたのは、あくまでもパソコン教室に対するパソコンの整備が終わりましたという内容でございます。その後、昨年の12月になりますが、GIGAスクール構想が出まして、1人1台のタブレットの配備ということになりましたので、今回の通信網につきましては、そのGIGAスクールにのっとった通信網の整備とか、タブレットの配備という形になります。

GIGAスクール構想は1人1台のタブレットの整備ということになりますので、パソコン教室のパソコンとは若干ニュアンスが違う内容となっておりますので、そちらの整備に伴うこの事業ということでございます。

通信網の関係です。もちろん、光回線までのスピードということとはなかなか難しいと思いますけれども、農村地域の学校につきましては、できるだけストレスを感じないように使用していただけるように、工事のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

小島議員。

○5 番（小島智恵） 新型コロナウイルス対策消耗品費なのですけれども、アルコール消毒液とマスクのほうも購入されるということだと思うのですけれども、現在も供給が少ない状態で、どこに行っても品薄、入手困難な状況が続いているかと思うのですけれども、確認なのですけれども、どういうふうに入手といいますか、されるのでしょうか。めどは立っているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず、アルコール消毒液につきましても、今、薬局それから取引のある事業所のほうに発注をかけている状況でございますが、まだそちらのほうの入荷については、まだめどが立っていないという状況でございます。同じくマスクにつきましても、必要枚数等を換算しまして、これも業者のほうに発注はしておりますが、こちらのほうもまだ入荷のめどが立っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 先ほど、中橋議員もお話ありましたけれども、やはり備蓄の重要性というのを改めて感じたところであります。私のほうからも再度備蓄、今後におきましても、感染症予防ということで重要性をもって対応していただきたいというふうに思います。もしあれば。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今、消毒液のほうは備蓄という形ではされていないのですが、今、マスクのほうは今現状で6,400枚程度備蓄品がありまして……。すみません、今、アルコール消毒液のほうは入荷した分は各施設のほうに配っておりまして、今、備蓄としては、21リットル分が備蓄されております。また、マスクのほうにつきましては、今、6,400枚ほど備蓄がございまして、今後、これを使用してまた足りない分を含めまして、約1万枚程度発注をしているというような状況でございます。今後、やはりこういった事態を招かれぬよう、備蓄のほうはしていきたいなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〔休会〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月17日から3月18日までの2日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、3月17日から3月18日までの2日間は休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月19日午前10時からであります。

10：52 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 2 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 2 年 3 月 19 日 10 時 00 分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）

議事日程の報告（会議規則第 21 条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至

（諸般の報告）

日程第 2 一般質問（9 人）

日程第 3 発議第 1 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決事項の指定

日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度幕別町一般会計予算

日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 令和 2 年度幕別町介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計予算

日程第 10 議案第 7 号 令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計予算

日程第 11 議案第 8 号 令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計予算

日程第 12 議案第 9 号 令和 2 年度幕別町水道事業会計予算

（日程第 4 ～日程第 12 令和 2 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告）

日程第 13 議案第 33 号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 34 号 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 35 号 令和 2 年度幕別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 20 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例

日程第 17 議案第 21 号 幕別町表彰条例の一部を改正する条例

日程第 18 議案第 22 号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 19 議案第 23 号 幕別町監査委員条例の一部を改正する条例

日程第 20 議案第 24 号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例

日程第 21 議案第 25 号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 22 議案第 26 号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 23 議案第 28 号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 24 議案第 29 号 幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 25 議案第 30 号 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 26 議案第 31 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第 27 議案第 19 号 幕別町附属機関設置条例

（総務文教常任委員会報告）

- 日程第28 議案第27号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第29 選挙第1号 選挙管理委員・同補充員の選挙
常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
閉会中の継続審査の申し出
(民生常任委員会)
閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和2年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和2年3月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 欠席議員
17 東口隆弘
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 萬谷 司
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 企 画 総 務 部 参 事 川瀬康彦
こ ど も 課 長 西田建司 農 林 課 参 事 松井公博
都 市 計 画 課 長 吉本哲哉 都 市 計 画 課 参 事 河村伸二
学 校 教 育 課 長 宮田 哲 生 涯 学 習 課 長 石田晋一
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 鯨岡 健
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至

議事の経過

(令和2年3月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番小田議員、3番内山議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会、総務文教常任委員会及び民生常任委員会に付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査結果報告書が、第3回定例会で派遣の決定をした議会報告会 and 懇談会と、第4回定例会で決定した幕別町議会議員会研修会に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 17番東口議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、一般質問を行います。

お諮りいたします。

今定例会の一般質問の通告者は、9名であります。

ご承知のとおり、現在、国内外で拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、国ではイベント等の開催自粛の要請が出され、北海道においても週末の外出自粛を求める緊急事態宣言が本日まで出されております。

当議会といたしましても、感染リスクを少しでも回避し、感染拡大を防止する観点から、今定例会の一般質問においては、通告者の質問と理事者からの答弁は書面の配布にとどめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

ここで、理事者から提出のありました書面による答弁の配布のため、暫時休憩いたします。

10:03 休憩

10:04 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配布いたしましたとおり、理事者から書面による答弁が提出されました。
後ほどご覧いただきたいと思います。
これで、一般質問を終了いたします。

〔議案審議〕

○議長（寺林俊幸） 日程第3、発議第1号、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長千葉幹雄議員。

○14番（千葉幹雄） 提案の趣旨を説明いたします。

発議第1号、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定であります。

議案をご覧ください。

発議第1号

令和2年3月19日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者、幕別町議会議員若山和幸

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

上記の議案を、別紙のとおり議会規則第14条の規定により提出します。

本案は、地方自治法の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において専決処分することができるものとして、平成14年に1件50万円以下の損害賠償の額を定めることや公営住宅の明渡し請求等について指定したものであります。

昨年12月定例会において、幕別町債権管理条例を制定し、債権管理に関する事務の適性化・効率化が求められており、その事務について、支払い督促に異議が申し立てられた場合には民事訴訟に移行することとなり、議会の議決が必要になることから、事務処理に要する期間を短縮し、円滑に処理するために専決処分事項に追加することを理事者側から求められたところであります。

また、あわせて議会の議決を経た工事又は製造の請負契約の変更や損害賠償額の引上げについても要請されたところであります。

議会といたしましては、議会運営委員会を開催し、状況の説明を受け、議会内で十分に協議を重ね、今回の提案に至ったものであります。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。

右側、改正指定の欄をご覧ください。

第1項は、損害賠償の額の決定の限度額を1件「50万円」から「100万円」に改定し、現行の第3項で規定していた第1項、第2項に係る和解及び調停に関することをそれぞれ項で規定することとしたこと。

第2項は、公営住宅の明渡し請求、家賃請求等の訴えの提起に、1件140万円の上限を加えるもの。

第3項として、円滑な債権管理の事務処理を行うため、「1件140万円以下の町の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。」を追加するもの。

第4項として、「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲内で変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。」を追加するものであります。

なお、この指定については、議決日をもって委任することとなります。

どうぞよろしくご審議をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算から日程第12、議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長若山和幸議員。

○6番（若山和幸） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年3月19日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長若山和幸

令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告書

令和2年2月27日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年2月27日、3月16日、17日、18日（4日間）

2、審査事件

議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算

議案第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算から議案第9号、令和2年度幕別町水道事業特別会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算に対する委員会の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第13、議案第33号から日程第26、議案第31号までの14議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第33号から日程第26、議案第31号までの14議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第13、議案第33号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第33号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、本町の公共施設の清掃委託や管理委託などの設計時に採用している公共工事設計労務単価の引上げに伴うものであります。

農林水産省と国土交通省は、本年2月14日、令和元年度に実施した公共工事労務費単価調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、本年3月から適用すると公表いたしました。

全国全職種単純平均で対前年度比2.5%の引上げを内容とするものでありますが、北海道平均では3.6%の引上げとなったことに伴い、複数年契約を締結している各種業務委託の当初の設計金額に対して、人件費の割合の高い契約において5%を超える変動となり、令和2年度の契約締結において不足が見込まれますことから、所要の費用を追加しようとするものであります。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万7,000円を追加し、予算の総額をそれ

ぞれ 160 億 7,181 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目札内コミュニティプラザ管理費 23 万 3,000 円、7 目近隣センター管理費 2 万 9,000 円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、10 目保健福祉センター管理費 17 万円、11 目老人福祉センター管理費 38 万 9,000 円。

6 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費 25 万 6,000 円。

いずれも、各公共施設の管理業務等に係る委託料の追加であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 47 万 5,000 円の追加であります。

ごみ収集委託料の追加であります。

6 款農林業費、1 項農業費、7 目農地費 5 万 5,000 円の追加であります。

幕別ダムの操作点検委託料の追加であります。

7 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、6 目学校給食センター管理費 49 万 9,000 円の追加であります。給食配送委託料の追加であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 563 万円。

3 項中学校費、1 目学校管理費 533 万 8,000 円。

8 ページになります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 33 万 5,000 円。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 44 万 8,000 円。

いずれも、学校施設等の管理業務に係る委託料の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 1,385 万 7,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりました。

質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 農水省、国土交通省の設計労務単価が引き上げられたことによる補正ということでもあります。

まず、全国平均が 2.5、全道平均は 3.6 ということでありましたが、このことによって幕別町は何%の引上げになるのでしょうか。

もう一つ、よく理解ができなかったのですけれども、複数年、当初の 5%を超える変更についてということでありました。この範囲内であれば、5%というのがなぜかということなののですけれども、どういことでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 全国平均で 2.5%引上げということになっておりまして、また、全道平均で 3.2%という中で、本町として全体としての影響というのは出しておりませんが、それぞれ委

託契約を結んだ段階で、この契約の中では、この人件費の増減においては、5%の増減があった場合、その影響額について、きちっと契約変更を結んで、その増えた分については、減った分も当然出てくるのですけれども、それについてはきちっとこちらのほうも費用を見るというような契約内容で進めている状況でございます。

それで、今回の委託契約につきましては、平成30年度に契約を結んでいるものでございまして、実際契約を結んでから2年間を経過しているところでございます。

今回、この平均で3.2%という率でございますけれども、昨年も、この人件費のほうは上昇しております。実際に、当初設計からの5%の増減ということになりますので、今回、この今、補正予算で上げさせていただいた委託料については5%を超えるというようなことで、来年度の委託料について変更をするものでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 一つ一つは分からないということなのですが、おおむね今年だけで上げが5%を超えるわけではない。つまり、去年、今年、来年の中で、そういうことが見込まれるから、それに対応するために補正を組むということ。ちょっとそれも違いますね。

要するに、幕別町が何ぼ上がって、一つ一つは出ないのでしょうけれども、幾らぐらい上がって、去年が幾らだったの、これを超えるのだというのが見えてくるといいのですけれども、そういうのは見えないのですか。

（発言の声あり）

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

10:30 休憩

10:35 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 申し訳ございません。2点ほど例を挙げて説明させていただきます。

まず、学校管理委託料でございますが、当初設計が5,012万1,000円に對しまして、今回の再積算後の金額としましては5,575万1,000円、こちらについては11%の増ということになっております。

もう一つは、幕別ダムの操作点検委託料ということでございます。こちらは、当初の設計については753万8,400円ということになっておりますが、こちらが今回、再積算後におきましては884万4,000円となりまして、15.2%の増というようなことでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 5%を超えているのだということが明確に分かればいいことだったのです。それがちょっと見えなかったものですから。

でも、道平均3.6、これはもういろいろなもの、農水関係と国土交通省関係のならばして3.2ですから、ですからうちの町もその程度なのかなと思うと、11%とか、15.2%とか、随分人件費上がりました。人件費だけなのですか、これは。随分上がりましたね。これだけ、この間、人件費だけで上がったということで間違いないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほども申したとおり、これは平成29年の当初設計からの比較ということでございますので、実際に昨年見直した段階でも、人件費のほうは約8%から9%上昇していると。今回がまた、その3.6%程度上昇しているというところでいけば、当初設計からの人件費の増加というところは、そういった程度になるというふうに見ております。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、課長のほうからご説明させていただいたとおりなのですが、

あくまでも当初契約に対して今年度の契約を組む際に、その債務負担を取らせていただいていますので、その契約を組む際に足りなくなった費用について今補正させていただいていると。

その中身は、今説明させていただきましたように、人件費の部分もございますし、あと燃料費の部分もあります。いろいろな費用がありまして、それらが総合的に、全体的に調整というか、実態を見まして契約単価の5%を超えたときに、今回、金額が足りなくなりましたから、それは主たるものは人件費だったのですけれども、補正させていただいていると。

今ご指摘がありました、去年はそうしたらどうだったのだという話があるかというふうに思います。当初予算ですから、本来、当初予算にその人件費だとか、そういうものを加味して当初予算が出せれば、それで終わっていたのですけれども、このたび、先ほど副町長からご説明ありましたように、その決定が2月にずれ込んだと。いつもでしたら、1月中旬から下旬にかけて公表されると、その公表された時点で、すぐ私ども再積算して、予算に過不足がないかということを調整した上で当初予算を出させていただいているということです。

ただ、今回はそれがずれ込んだものですから、当初予算の積算に間に合わなかったということで、今回このような形で当初予算の再積算をさせてもらったら、実際、当初予算分で次年度契約するに当たって経費が足りなかったといったところで、今回、補正になったということです、そこをご理解いただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第34号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第35号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第34号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）から議案第35号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）までについて、一括してご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、一般会計と同様に、公共施設の管理委託の設計時に採用している公共工事設計労務単価の引上げに伴うものであります。

はじめに、議案第34号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億5,352万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

2款事業費、2項下水道管理費、1目浄化センター管理費51万9,000円の追加。

2目札内中継ポンプ場管理費8万8,000円の追加。

3 目管渠維持管理費 2 万 8,000 円の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 63 万 5,000 円の追加であります。

現年賦課分の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 35 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 7,511 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 20 万 2,000 円の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 20 万 2,000 円の追加であります。

現年賦課分の追加であります。

以上で、特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 34 号、令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 35 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の４ページ、議案説明資料の３ページをお開きください。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日に施行され、特別職の非常勤職員となる者の要件と、その任用が厳格化されますことから、改正の必要が生じた二つの条例について一括して改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

整備条例第１条は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正についてであります。

改正上、別表の全部改正としておりますことから、全ての項目に下線を表示しておりますので、改正となる箇所をご説明いたします。

新旧対照表の右側、「改正条例」の部分をご覧ください。

３ページでは、別表の右端の「費用弁償額」の欄を、共通する機関をまとめて記載するように改めております。

４ページの上段４行目以降は、附属機関を一つの区分としてまとめております。

本定例会の開会日にご説明いたしました、議案第１９号、「幕別町附属機関設置条例」において設置する１３の附属機関を、「予防接種健康被害調査委員会」と「その他の附属機関」に区分しております。

予防接種健康被害調査委員会は、医師を委員としている介護認定審査会、障害程度区分認定審査会との均衡を図り、日額１万２,０００円の報酬額に、「その他の附属機関」は、これまでと同額としております。

別表の中段は、選挙執行に係る特別職を記載しております。

選挙長等の職の報酬については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」で定めている報酬額に準拠し、新たに「期日前投票所の投票管理者」と「期日前投票所の投票立会人」を追加し、報酬額を同額としようとするものであります。

これにより、変更となる報酬額は、選挙長とその３行下の開票管理者が１万８００円に、３行下の投票所の投票管理者が１万２,８００円に、その下に期日前投票所の投票管理者を追加し１万１,３００円に、２行下の投票所の投票立会人が１万９００円に、その下に期日前投票所の投票立会人を追加し、９,６００円に改めようとするものであります。

６ページをご覧ください。

整備条例第２条は、「幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正についてであります。

はじめに、条例名の改正についてであります。特別職の非常勤職員の定義が厳格化されたことから、他の職種と明確化するため、「嘱託」の記載を削り、「特別職の職員で医師等」と改めるものであります。

第１条以下の本則の改正は、文言の整理であります。

７ページをご覧ください。

別表の改正では、今後、特別職の非常勤職員として任用する予定がないと見込まれる職を削ろうとするものであります。

左の現行条例の別表の上から４行目の機能回復訓練医、その下の機能回復訓練士、２行下の予防接種看護師の行を削るものであります。

議案書６ページをお開きください。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和２年４月１日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 21 号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 21 号、幕別町表彰条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 7 ページ、議案説明資料の 8 ページをお開きください。

このたびの改正は、本定例会の開会日にご説明いたしました、議案第 19 号、「幕別町附属機関設置条例」の「附属機関としての位置付けを明確化する」という制定趣旨に照らし、現行、規則で定めております表彰者選考委員会の設置、組織及び運営に関する事項を条例に定めようとするものであります。

加えて、町の表彰に関わる全ての規定の整合性を図るため、本条例から具体的な表彰条件に係る規定を削るとともに、欠格条項等、表彰者全体に関わる規定を加える改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第 2 条は、本条例第 3 条において表彰者選考委員会について規定するため、文言を改めるものであります。

条例第 2 条においては、説明資料の新旧対象表では第 1 号から第 6 号の記載を省略しておりますが、自治功労賞、社会功労賞、産業功労賞、文化功労賞、スポーツ功労賞、善行賞と 6 つの表彰区分を定めております。

しかしながら、現行条例第 3 条では、この 6 つある表彰のうち、第 2 条第 1 号の自治功労賞に係る具体的な表彰基準を規定し、他の社会功労賞などの表彰基準を定めていないことから、この条文を削り、他の表彰と同様に、表彰基準を規則に定めようとするものであります。

新たに、第 3 条として、表彰者選考委員会に係る規定を置くものであります。

委員会の所掌事務、委員構成、委員長、委員の任期、定足数などを定めるものであります。

9 ページをご覧ください。

第 6 条は、「被表彰者」を明確にするため、文言を改めるものであります。

第 7 条及び第 8 条は、これまで規則等に規定していたものを条例において規定するものであります。

第 7 条は、表彰における欠格条項について規定しており、第 1 項は表彰を受ける前、第 2 項は表彰を受けた後の規定であります。

第 8 条は、第 2 条に規定する 6 つの功労賞等の表彰以外の功績者に対する感謝状及び賞状の贈呈について規定しております。

議案書の 8 ページをご覧ください。

附則につきましては、第 1 項で、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とし、第 2 項において、本条例施行前の表彰者選考委員会に委嘱又は任命されていた委員等の任期についての経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 57 休憩

11 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 18、議案第 22 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 22 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、議案説明資料の 10 ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与等に関しては、総務省が作成した「会計年度任用職員制度に向けた事務処理マニュアル」に基づき検討を行い、昨年の第 4 回定例町議会に提案し、可決をいただき、12 月 20 日に幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したところであります。

制定を受け、本年 4 月 1 日からの会計年度任用職員制度の実際の運用に向けて、細部にわたる調整と確認作業を進めているところでありますが、本条例に定めておりますパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の規定が、勤務実態にそぐわない事例が起り得ることから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

第 25 条第 2 項において、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、減額措置も含め、給与条例の規定の例によるとしたところであります。

給与条例第 9 条の 4 は、正規職員の通勤手当の額を定めておりますことから、勤務日数が極端に少ない場合や勤務地が複数ある場合など、それぞれの勤務実態に合わせた費用弁償を支給するため、第 2 項の規定を報酬の支給単位ごとに分け、定めようとするものであります。

第 1 号は、月額報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員は、正規職員と同額と。

第 2 号は、日額又は時間額による報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員は、正規職員と同様に算定した額、これは月額であります。これを 21 で除した額を日額又は勤務 1 回当たりの額とし、勤務日数又は通勤回数に応じて費用弁償を算出するとする規定を追加するものであります。

第 3 項は、支給日及び返納の規定は、給与条例の例によるとする旨の規定であります。

議案書の 9 ページをご覧ください。

附則につきましては、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 23 号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 23 号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 11 ページをお開きください。

このたびの改正は、平成 29 年の「地方自治法等の一部を改正する法律」が本年 4 月 1 日から施行されますことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 11 ページをご覧ください。

第 3 条は、請求または要求による監査について定めておりますが、地方自治法の改正に伴い、引用する条が「第 243 条の 2」から「第 243 条の 2 の 2」に改められることから、本条例を改めるものです。

議案書の 10 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例の施行期日を、法律の施行日であります、令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 24 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 24 号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 12 ページをお開きください。

国は、パリ協定を踏まえ、温室効果ガスの削減目標達成のため、住宅や建築物の規模・用途ごとに省エネ基準を設け、税の特例や容積率の緩和などの措置に取り組んでおります。

このたび、「都市の低炭素化の促進に関する法律」と「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正に合わせ、①低炭素建築物新築等計画、②建築物エネルギー消費性能向上計画、③建築物のエネルギー消費性能に係る認定基準を規定した「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されました。

本町では、これらの認定事務を行うに際し、建築物の用途、区分、床面積に応じて手数料を定めておりますが、今回の新たな認定基準に基づき、手数料の額を見直すため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 12 ページをご覧ください。

別表(第 2 条関係)は、各事務の内容ごとに手数料の額を定めております。

今回の改正は、別表左端の「番号」51 から 55 の項であります。

12 ページから 16 ページにかけての 51 の項は、「低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料」を定めております。

13 ページ中段に記載の共同住宅の場合、従来は共同住宅全体でエネルギー消費量の計算を行っていましたが、共用部分を除いてエネルギー消費量の計算を行う場合の認定手数料を加えております。

16 ページまでお進みください。

16 ページから 19 ページにかけての 52 の項は、51 の「低炭素建築物新築等設計」の変更認定手数料について、51 の項と同様に定めるものであります。

19 ページをご覧ください。

19 ページから 22 ページにかけての 53 の項は、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」を定めております。

51 及び 52 の項と同様に、共同住宅において、共用部分を除いてエネルギー消費量の計算を行う場合の認定手数料を加えております。

22 ページをご覧ください。

22 ページから 25 ページにかけての 54 の項は、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定手数料」を定めております。

26 ページをご覧ください。

26 ページから 30 ページにかけての 55 の項は、「建築物のエネルギー消費性能基準適合の認定申請手数料」を定めております。

省令に個別住宅における建築物のエネルギー消費性能の計算において標準的な値を設定した「モデル住宅」が規定されたことから、関係部分の文言を修正するとともに、共同住宅において、共用部分を除いてエネルギー消費量の計算を行う場合の認定手数料を加えております。

議案書にお戻りいただき、14 ページをご覧ください。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりました。質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することをご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 25 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 22、議案第 26 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 25 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 26 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 15 ページ、議案説明資料の 31 ページをお開きください。

はじめに、議案第 25 号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 31 ページをご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、認可保育所を意味する「特定教育・保育施設」と、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を意味する「特定地域型保育事業」の運営に関する基本的な基準を定めております。

同法は、市町村が基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものとしており、このたび国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正され、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設との連携の要件が緩和されましたことから、所要の改正並びに文言整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 37 条と、32 ページの第 42 条第 1 項は、今回の改正に伴う文言整理であります。

33 ページをご覧ください。

第 42 条は、連携施設の確保について定めております。

第 2 項は、家庭的保育事業者などの特定地域型保育事業者が代替保育を提供する連携施設の確保が著しく困難な場合の緩和要件を、第 3 項は、第 2 項で規定する緩和要件を満たす場合の連携協力者の確保義務を定める規定を加えるものであります。

第 4 項は、特定地域型保育事業者が 3 歳未満時の卒園後の受入れ施設の確保が著しく困難な場合の緩和規定を、第 5 項は、第 4 項により要件を緩和する場合の連携協力者の確保義務を定める規定を加えるものであります。

34 ページをご覧ください。

第 6 項と第 7 項は、改正前の第 2 項と第 3 項について、文言整理を行った上で項番号をそれぞれ繰り下げるものであります。

第 8 項は、満 3 歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保義務を免除する規定を加えるものであります。

第 9 項は、項番号を繰り下げるものであります。

35 ページをご覧ください。

附則第 5 項は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保の猶予期間を 5 年から 10 年に延長するものであります。

議案書の 16 ページにお戻りください。

附則についてであります。本条例は公布の日から施行することとするものであります。

次に、議案第 26 号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 17 ページ、議案説明資料の 36 ページをお開きください。

本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備と運営の基準を定めております。

同法は、市町村が、この基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものとしており、このたび、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、保育所等との連携の要件が緩和されましたことから、所要の改正並びに文言整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 37 ページをお開きください。

第 6 条は、保育所等との連携を定めております。

第 4 項は、家庭的保育事業者等が、保育の提供の終了後の受入れ施設の確保が著しく困難な場合の緩和規定を、第 5 項は、第 4 項により要件を緩和する場合の連携協力者の確保義務を定める規定を加えるものであります。

38 ページをご覧ください。

第 16 条第 2 項第 4 号、39 ページになりますが、第 37 条第 1 項第 2 号は、文言整理であります。

第 45 条第 2 項は、満 3 歳以上児を受け入れている保育所型の事業所内保育事業者については、連携

施設の確保義務を免除する規定を加えるものであります。

附則第3項は、文言整理であります。

附則第4項は、幕別町家庭的保育事業等の連携施設の確保の猶予期間を、5年から10年に延長するとともに文言整理を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、18ページをご覧ください。

附則についてであります。本条例は公布の日から施行することとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 国の連携、保育施設等に関わっての緩和要件の改正だと思うのですが、これは、現在、うちの町でやっている保育にどんなふうに緩和されているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

例えば施設の確保が困難と、どういう状況のことなのか、あるいは3歳未満児の受入れ施設の受け入れた後の状況が困難というときには、その連携要件を外すというようなことなのだと思いますけれども、具体的にはどういうことになってくるのでしょうか。現在の町の保育所に当てて。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田健司） 今回の改正につきましては、まず25号の条例につきましては、子ども・子育て支援法で定められた保育給付の対象施設の運営基準を定めたものになります。26号の条例は、保育事業を行うための認可基準を定めたものになります。

本町における該当施設ということなのですが、本町における該当施設は、幕別真幸協会札内寮にあります「のびのび保育所」、そちらのほうがこの中の事業所内保育事業に該当いたします。

それで、連携ということなのですが、まず代替施設、こちらのほうを、災害だとか、インフルエンザだとか、そういった場合に緊急的に施設を閉所しなければならないときに、代替施設を確保しなければならないというようなことでのまず確保、そして3歳以上の受入れ施設ということなのだと思いますけれども、そもそもこちらの今回の施設については、ゼロ歳から2歳児を対象として、20人未満の受入れを行う家庭的保育事業等、いわゆる特定地域型保育事業者ということになります。

そういったことから、2歳で終わりますので、3歳以降は当然保育が必要ということで、そのまま引き続き保育を受けられるように連携しなければならないというのが、こちらの国の基準となっております。現段階においては、のびのび保育所の連携施設はまだ確保されていない状態です。

というのは、本町でも連携施設の確保が進んでいないということで、全国においても、平成30年度で46.4%ということで、連携施設の確保が進んでいない状況でございます。

国においても、そういったことから今回の基準の改正、要件緩和、さらには期間の延長ということになったというふうに思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 結局、連携する場所が見つからない、確保できないので、そのまま置いておいていいよというようなことになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田健司） それで、今回、経過措置の猶予期間が延びましたけれども、この中で連携施設の確保に向けて、町といたしましても連携施設の仲介等に当然協力するとともに、町立保育所との連携についても視野に入れながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それぞれの施設、のびのび保育所はのびのび保育所で独立して運営されておりますよね。本来、そこが、次の施設確保できないときには、そこののびのび保育所の責任によって連携する施設を確保するというのが従来でしたよね。それができないのだということに、全国でも進ま

ないということは、なかなか保育というのはどこでもここでもできるものではありませんから、だからうちの町で言えば、町立、私立、両方ありますけれども、認可保育所とのびのび保育所がメインだと思うのです。そこで連携するというふうになっても、どちらも今、定員いっぱい状況にあるのだと思うのですよ。

緩和するというふうになっても、ちょっと1回目の質問に戻ってしまいますけれども、そういうものが緩和されても、受け入れるものが、連携するものがなければ、そのまま保育の期間を過ぎるまで預からざるを得ないというか、置かざるを得ない状況なのではないかと思うのですけれども、違いますか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田健司） 申し訳ございません。今回の改正なのですけれども、まず要件緩和になったというところについては、連携する連携施設の部分なのですけれども、小規模保育事業者だったり、企業主導型保育事業所ということになりますので、この部分については幕別町内には該当する施設がないということになります。

ただ、そもそものお話として、先ほどのお話のように代替施設だったり、3歳以上の受入先という連携施設の確保、当然これは法律の趣旨に基づいて行わなければならないというところで、これの猶予が延びたということにはなるのですが、今お話あるように、最終的には町立保育所のほう、そちらとの連携を見据えて、今は確かに枠の問題、いろいろあるかと思えますけれども、計画でも、当然、待機児童、そちらのほうは徐々に解消されていくというのは、見方もしておりますので、そういった中で町立保育所も視野に入れて連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 条例改正によって緩和されることによってどういうことが変わってくるのか、どういうことが生まれてくるのかというところが見えないのですよ。

うちの町と、もともとの公立保育所、のびのび保育所は2歳未満児までですよね。そうすると、当然、年数行ったら3歳をみんな超えていくわけですから、これまでも町の保育所、認可保育所にきっちりと入所していただいて保育をするというふうになってきましたよね。今は、そこで定員がオーバーしている問題はあるのですが。それは別として、今回の条例改正によって、確保できないときの緩和要件、つまり2歳を過ぎてしまっても、次の施設が確保できない場合には、そこののびのび保育所ならのびのび保育所で、2歳を超えても保育できるというように取れてしまうのですけれども、そうではないのですね。

つまり、一体この改正によって、どういうことが可能になるのか、町の保育所にとって、どう変わるのか、ご説明ください。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田健司） 先ほどご説明申し上げましたように、今回の連携施設のまず要件緩和、この部分というのは、2歳以上でも入れるよということではなくて、連携施設の中に小規模保育事業所だったり、企業主導型の保育事業所でもいいですよ、認めますよという内容のものが要件緩和になります。

今までも、中橋議員おっしゃられるように、これまでものびのび保育所から卒園した児童につきましては、保育の入所の際にも継続入所というような位置付けで、お話ありました町内の保育所に入所されております。ですので、特別その3歳以上も保育するとか、そういうような要件緩和ではございません。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第25号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 26 号、幕別町家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 28 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例から日程第 25、議案第 30 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例までの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 28 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第 29 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 30 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書は 20 ページ、議案説明資料は 42 ページをお開きください。

一括してご説明いたします 3 議案は、平成 29 年 6 月に公布された「民法の一部を改正する法律」が、本年 4 月 1 日から施行されることに伴う改正であります。

改正民法により、本年 4 月 1 日以降、新たな個人根保証契約に係り、連帯保証人を設ける場合には、連帯保証により担保することができる債権の合計額の限度である「極度額」を定めることが必要となります。

これにより保証範囲が明確になる一方で、連帯保証人に求められる資格要件がより厳格になることから、現下の連帯保証人の成り手不足がより一層進行することが見込まれております。

こうした事態は、住宅困窮者のセーフティーネットとしての公営住宅の趣旨と目的にそぐわないものでありますことから、今回の民法改正を機に、本町の公営住宅に係る連帯保証人制度を廃止しようとするものであります。

あわせて、現行の連帯保証人が実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることに鑑み、今後においては、入居者の不測の事態に備えて、「緊急連絡人」を新たに定めようとするものであります。

また、民法第 404 条の改正により、利息を生ずべき債権の法定利率が引き下げられたことから、関係条項の改正を行うものであります。

はじめに、議案第 28 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 42 ページをご覧ください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第 11 条は、入居手続を定めております。

第 1 項第 1 号中の「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同項第 3 号に「成人を緊急連絡人とした緊急連絡人届出書を提出すること」を加えるものであります。

また、同条第 3 項において、「連帯保証人の連署」を「緊急連絡人届出書の提出」に改めるものであります。

43 ページをご覧ください。

第 12 条は、「連帯保証人の異動」を「緊急連絡人の異動」に改めるものであります。

第 38 条第 3 項は、明渡し請求時の利息計算には「年 5 分の割合」としてありますが、民法の規定に

よる法定利率、民法改正後は「年3分」であります、「民法の法定利率」に改めるものであります。

議案書の20ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、改正条例を令和2年4月1日から施行するとし、第2項は、明渡し請求時の利率に係る経過措置を定めております。

次に、議案第29号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の21ページ、議案説明資料の45ページをお開きください。

はじめに、議案説明資料の45ページをご覧ください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第8条は、議案第28号、公営住宅管理条例の改正と同様に、連帯保証人を廃止し、緊急連絡人を設けようとするものであります。

46ページをご覧ください。

第16条の2では、届出義務の規定を改めるものであります。

議案書の21ページをご覧ください。

附則についてであります、この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

次に、議案第30号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の22ページ、議案説明資料の47ページをお開きください。

はじめに、議案説明資料の47ページをご覧ください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第10条第1項は、議案第28号、公営住宅管理条例の改正と同様に、連帯保証人を廃止し、緊急連絡人を設けようとするものであります。

第3項は、公営住宅管理条例と同様に、特別の事情がある場合の緊急連絡人届出書の提出義務を免除する規定を追加するものであります。

48ページをご覧ください。

第24条では届出義務の規定を改めるものであります。

議案書の22ページをご覧ください。

附則についてであります、この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第28号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第29号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第30号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 31 号、定住自立圏形式協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第 31 号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 23 ページ、議案説明資料の 49 ページをお開きください。

平成 20 年 12 月、国は、都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することで人口の定住を図り、安心して暮らせる地域の形成と圏域全体の活性化を図ることを目的に、定住自立圏構想推進要綱を定め、現在、全国 124 の圏域で「定住自立圏」が形成されております。

十勝圏におきましては、オール十勝で定住自立圏の形成を目指すこととし、平成 23 年 7 月に、帯広市と管内 18 町村の間で、それぞれ 1 対 1 の定住自立圏形成協定が締結されたところであります。

23 年 9 月には、帯広市が開催する共生ビジョン懇談会での検討を経て、連携して推進する具体的な取組内容をまとめた「十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定し、以来、連携事業に取り組んでまいりました。

28 年 3 月には、第 2 期共生ビジョンを策定し、連携事業に取り組んでまいりましたが、ビジョン懇談会において、令和 2 年度を始期とする第 3 期共生ビジョンの策定に向けた協議が調いましたことから、取組拡充による項目の修正や取組終了による項目の削除を行うことに伴い、協定の一部を変更しようとするものであります。

幕別町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号において、「定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止」が議決すべき事件と規定されておりますことから、議会の議決を求めようとするものであります。

議案書の 24 ページをご覧ください。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書であります。

協定書第 3 条で規定しております、連携する取組と役割分担を定めた別表第 1 から別表第 3 までを改めるものであります。

変更部分を、議案説明資料の新旧対照表でご説明いたします。

議案説明資料の 49 ページをお開きください。

協定において連携する基本的事項や取組内容、甲である帯広市、乙である幕別町の役割について、分野別に別表第 1 から別表第 3 に定めているもので、表の左は変更前、右は変更後であります。

変更部分についてご説明申し上げます。

別表第 1 は、生活機能の強化に係る政策分野であります。

52 ページをご覧ください。

4 の産業振興、「(2) フードバレーとかちの推進」の項目に「バイオマスの利活用」を追加するものであります。

53 ページになりますが、取組内容に位置付け、十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を進めようとするものであります。

55 ページをご覧ください。

ページの左側、変更前の中段になります。

4 の産業振興、「(8) 航空宇宙産業基地構想の推進」の項目についてあります。

これまで、航空宇宙産業基地に関する調査・研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などを進めて

きたところであります。

この間、民間によるロケット開発やロケット射場の企画会社が設立されるなど、民間主体の取組へと情勢が変化してきていることから、今後は、民間の関係団体や機関と自治体などで構成される「とちぎ航空宇宙産業基地誘致期成会」が中心となって推進することとし、定住自立圏の取組から削除するものであります。

57 ページをご覧ください。

ページの左側、変更前の中段になります。

別表第2、「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」の3の移住・交流の促進、「(2)結婚を希望する若者の支援」の項目についてであります。

取組内容は、北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画・協力し、結婚を応援する機運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援するものであります。

現在では、北海道の結婚支援ネットワークが構築され、管内の結婚関係のイベント情報が発信されているほか、各市町村においても民間と連携・協力し、婚活に取り組むなどの支援体制が構築されており、取組から削除するものであります。

58 ページをご覧ください。

ページの左側、変更前の中段になります。

別表第3、「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の2のデータ分析、「(1)圏域レベルのデータ集積・活用」の項目についてであります。

取組内容は、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、様々な角度から十勝圏の現状分析を行うものであります。

現在では、帯広市がこのデータ分析結果を活用し、第3期共生ビジョンの策定を進めており、これまで得たノウハウの蓄積により、データの更新を行うことで、必要とする分析を円滑に行うことが可能になったため、取組から削除するものであります。

以上、追加1項目、削除3項目が変更箇所であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することをご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第27、議案第19号、幕別町附属機関設置条例を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。

副委員長田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 議案第19号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年3月19日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会副委員長田口廣之

総務文教常任委員会報告書

令和2年2月27日本院会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年2月27日（1日間）

2、審査事件

議案第19号、幕別町附属機関設置条例

3、審査の経過

審査に当たっては、新規規定となる本条例について慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第19号、幕別町附属機関設置条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号、幕別町附属機関設置条例についての副委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 議案第27号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年3月19日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和2年2月27日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年2月27日（1日間）

2、審査事件

議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、サービスの見直しの背景や改正後の対象者の見込数等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全員一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 28、議案第 27 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 27 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について委員長報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[選挙]

○議長（寺林俊幸） 日程第 29、選挙第 1 号、選挙管理委員・同補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、選挙管理委員・同補充員の名簿配布のため、暫時休憩いたします。

12：05 休憩

12：06 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選挙管理委員・同補充員について指名いたします。

選挙管理委員に、難波勝美氏、鉾館哲治氏、宮本真由美氏、山崎美保氏を、同補充員に、今城美津子氏、村上道隆氏、山田浩幸氏、石黒一郎氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を、選挙管理委員、同補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した難波勝美氏、鉾館哲治氏、宮本真由美氏、山崎美保氏が選挙管理委員に、今城美津子氏、村上道隆氏、山田浩幸氏、石黒一郎氏が同補充員に当選されました。

次に、お諮りいたします。

補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位とすることに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 30、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 31、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

民生常任委員会委員長より、ただいま委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

民生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申出]

日程第 32、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会副委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 2 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

12 : 10 閉会